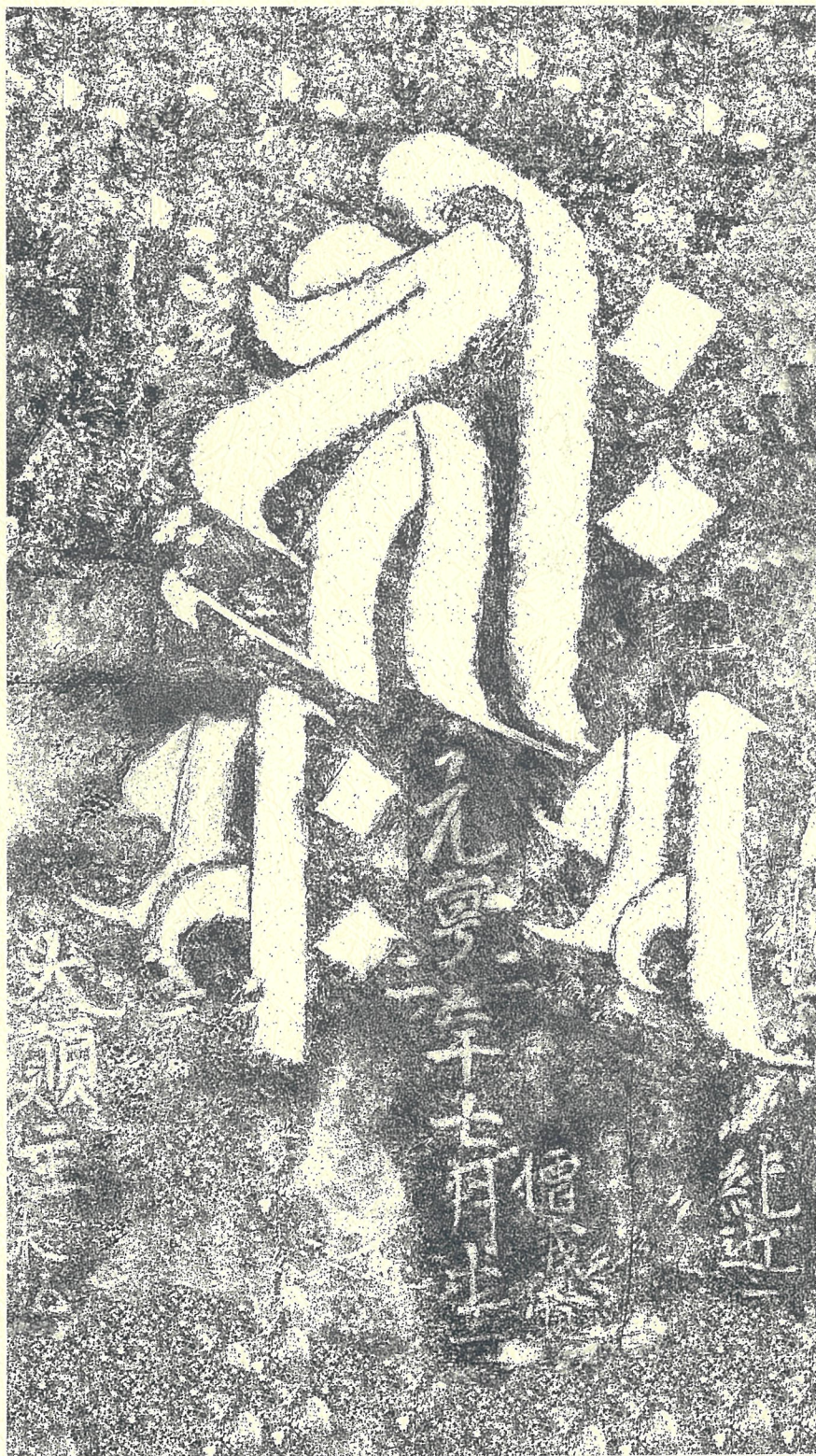


# 豊後國安岐郷の調査

資料編補遺



大分県立歴史博物館

2004

## はじめに

当館では、平成一一年度から宇佐宮領安岐郷を対象として「国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査」を実施してまいりました。その中で、昨年度に報告書資料編として、安岐郷の歴史を解明する上で基本となる諸資料を集成いたしました。しかし、そこでは紙数の都合などにより、やむを得ず収載できなかった資料もありましたし、資料編刊行後に新たな諸資料も検出されました。

そこで、より具体的に安岐郷の歴史を知るために、また当館の調査成果を広く公開するためにも、ここに資料編補遺を刊行することといたしました。収載した資料には安岐郷の開発あるいは信仰の在り方を伝えるものがあり、これらは安岐郷のみならず国東半島の歴史文化を解明する上で注目すべきものといえます。なお、本書には付論として、二冊の資料編に掲載した近代資料をもとにした出田和久先生の玉稿を収めました。

最後になりましたが、本報告書の刊行にあたっては、出田和久先生をはじめ諸資料の所蔵者各位および安岐町教育委員会の御理解と御協力を得ました。記して感謝申し上げます。

平成一六年三月

大分県立歴史博物館

館長 岩井宏實

# 目次

I	近世資料	1
II	近代資料	32
III	石造文化財実測図	54
IV	シコナ一覧	59
付論	安岐郷における近代初頭の景観―近世における村落の開発と景観復原への基礎作業として―	61

## 挿図目次

図 1	両子寺国東塔（一号）実測図	55	写真 8	護聖寺寺地明細図	5	写真 29	市ノ尾日吉社旧景	48
図 2	城園寺跡宝塔実測図	55	写真 9	護聖寺寺地明細図	6	写真 30	玉林寺旧景	49
図 3	上ノ原薬師堂宝篋印塔実測図	55	写真 10	護聖寺寺地明細図	6	写真 31	宝寿院旧景	49
図 4	塔野宝篋印塔実測図	55	写真 11	護聖寺寺地明細図	7	写真 32	西白寺旧景	49
図 5	菩提司八幡宮宝篋印塔実測図	55	写真 12	護聖寺寺地明細図	7	写真 33	護聖寺旧景	50
図 6	岩屋堂板碑実測図	56	写真 13	護聖寺寺地明細図（挿入図）	8	写真 34	報恩寺旧景	50
図 7	塔野板碑実測図	56	写真 14	山神社（芭蕉宮）旧景	43	写真 35	護聖寺の仏像	51
図 8	大蔵五輪塔実測図	56	写真 15	中ノ川山神社旧景	43	写真 36	小俣金剛院の仏像	51
図 9	明治後期の安岐郷地域	67	写真 16	下矢川山神社旧景	43	写真 37	扇平のシシ垣	51
			写真 17	上矢川山神社旧景	44	写真 38	土器・古鏡	52
			写真 18	油原山神社旧景	44	写真 39	古鏡	52
			写真 19	弁分八坂社旧景	44	写真 40	朝来郵便局	53
			写真 20	生目社旧景	45	写真 41	両子寺国東塔（一号）	57
			写真 21	吉田社旧景	45	写真 42	城園寺跡宝塔	57
			写真 22	久末歳神社旧景	45	写真 43	上ノ原薬師堂宝篋印塔	57
			写真 23	小俣山神社旧景	46	写真 44	塔野宝篋印塔	57
			写真 24	龍頭社旧景	46	写真 45	菩提司八幡宮宝篋印塔	58
			写真 25	小俣日吉社旧景	46	写真 46	岩屋堂板碑	58
			写真 26	扇神社旧景	47	写真 47	塔野板碑	58
			写真 27	中畑日吉社旧景	47	写真 48	大蔵五輪塔	58
			写真 28	諸田山神社旧景	48			

## 写真目次

写真 1	護聖寺寺地明細図	2	写真 28	諸田山神社旧景	48
写真 2	護聖寺寺地明細図	2	写真 27	中畑日吉社旧景	47
写真 3	護聖寺寺地明細図	3	写真 26	扇神社旧景	47
写真 4	護聖寺寺地明細図	3	写真 25	小俣日吉社旧景	46
写真 5	護聖寺寺地明細図	4	写真 24	龍頭社旧景	46
写真 6	護聖寺寺地明細図	4	写真 23	小俣山神社旧景	46
写真 7	護聖寺寺地明細図	5	写真 22	久末歳神社旧景	45

# 凡例

1 本報告書は、平成一一年度から開始した国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査（調査地区は大分県東国東郡安岐町など）の報告書資料編の補遺である。

2 本書の執筆は以下のように分担した。

I 櫻井成昭

II 櫻井成昭

III 渡辺文雄・宮内克己・山田拓伸

平井義人・櫻井成昭・平川毅

IV 櫻井成昭

出田和久

3 本報告書の編集は櫻井成昭が行った。

4 本報告書の作成にあたっては、資料の所蔵者各位および安岐町教育委員会の御協力をいただいた。

5 図版・資料の作成にあたっては、永岡充沙子・安倍佳子の協力を得た。

6 史料の翻刻にあたっては、次のような原則をとった。

① できる限り体裁は原本に従ったが、改行および罫字は逐一指摘せず、

割注は一行にまとめ活字を小さくすることで表現した。

② 用字については基本的に常用漢字に直した。

③ 変体仮名は、ゞ（より）・江（え）・而（て）・者（は）以外はすべて平仮名に直した。

④ 校訂にあたり、便宜上読点・並列点を補った。

⑤ 宛字あるいは誤字・誤用と思われるものについては、そのまま表記し（ママ）と傍注し、重出する場合は初出のみに傍注を補った。また、校訂者による傍注はすべて（ ）を付した。

⑥ 虫損等で判読できない文字については、字数に応じて□で表現し、字数が不明な場合は「 」で示した。

⑦ 表題のない記録は仮題で処理し、「 」を付した。

# I 近世資料

ここには、近世の開発と信仰に関わる史料を収載した。

一の「護聖寺寺地并祭礼等書上」は、安岐町大字朝来の護聖寺に伝来した一五件の史料のうちの一つである。縦二四・七cm、横一六・七cmの縦帳で標題はない。二四丁から成り、安政三（一八五六）年に護聖寺一六世玉峰が記したものである。

この記録は、護聖寺の寺地を基本的に一筆ごとに描いた部分と護聖寺が関わる祭礼を書いた部分の二部から成る。特に、四丁裏から一五丁裏までの寺地を描いた部分は、地名や用水路あるいは開発の経緯を記したところもあり、一九世紀代の朝来地区の土地利用の在り方などを垣間見ることができ興味深い史料である。なお、裏表紙に「寺屋敷境界ノ図」が一紙の形ではさみ込まれていた。ちなみに、寺地図については、境界は朱線、川などは橙色で表現されている。

次に、祭礼に関わる部分であるが、これは護聖寺が関与してきた朝来地区の神社や仏堂の祭礼を書き上げている。もちろん、これは朝来地区全体に関するものではなく、護聖寺の檀家があるムラを中心とするものであるが、近世の仏堂の在り方や寺院とムラのつながりを伝えるものとして注目される。なお、ここでは、紙数の都合から、冒頭の「口演」と

「山畑之事」は省略し、四丁裏からはじまる寺地図以後を掲載した。

二の両子寺文書では、同寺に残された記録のうち、境内の建物などを書き上げた二点の記録を掲載した。これらは合綴されており、縦二四・四cm、横一七・二cmの縦帳である。元文二（一七三七）年のものは七丁で標題はない。また、安政六（一八五九）年のものは九丁から成る。こ

れらは、近世における両子寺伽藍の姿やムラの仏堂などを知る上で貴重な資料といえる。

そして、三の宮崎家文書では、安岐町成久に所在する歳神社の神職であった宮崎家に伝来した九件の史料のうち、歳神社に関するもの四点を収録した。これらには歳神社の祭礼組織の記述があり、祭礼組織は名という単位で編成されていたことがわかる。その中には、安岐郷の名として中世史料にみられるものもあり、名が祭礼組織の名称に残存する事例として留意される。

ここに収載した四点の史料の法量などは以下のとおりである（番号は後掲の史料番号）。いずれも厚紙の表紙が付けられており、2と3は合冊されている。また、表題は3以外は厚紙に記された表題をここでは採用した。

1	二八・〇×二一・四	七丁	縦帳
2	二四・二×一八・三	一五丁	縦帳
3	二四・二×一八・三	一〇丁	縦帳
4	二四・一×一八・四	一二丁	縦帳

（法量は縦×横で、単位はcm）

註

(1) 櫻井成昭「護聖寺所蔵の文献資料の調査」〔六郷山寺院遺構確認調査報告書 V〕大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館（一九九七年）に調査報告がある。参照していただきたい。

(2) 祭礼組織としての名については、藤井 昭『宮座と名の研究』（雄山閣 一九八七年）の研究などがある。

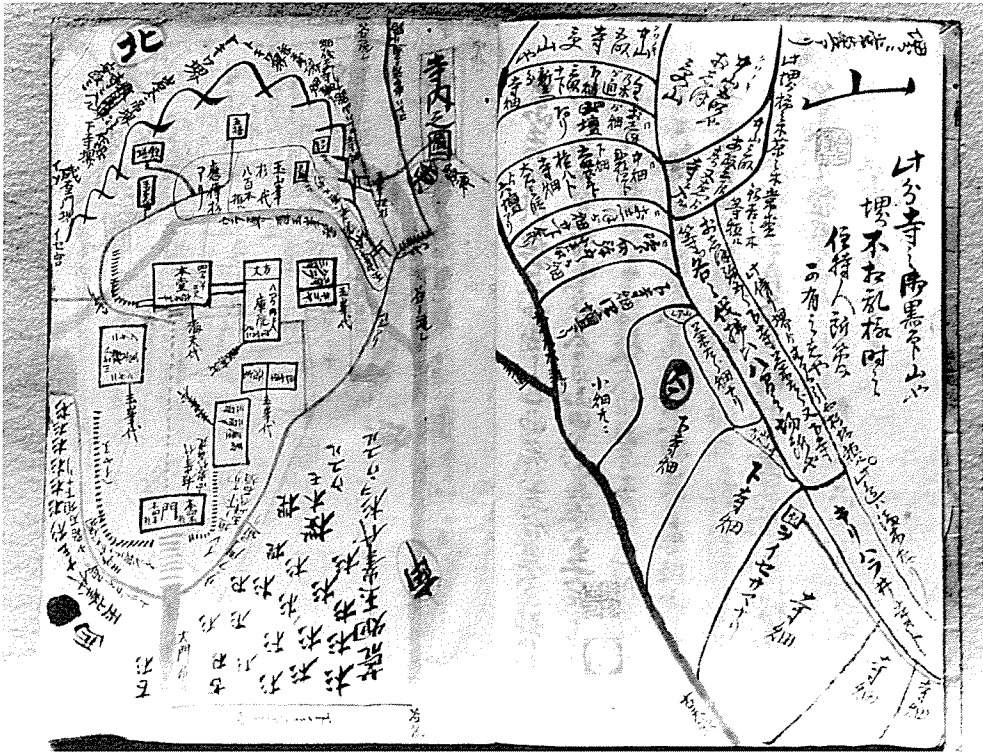


写真1 護聖寺寺地明細図

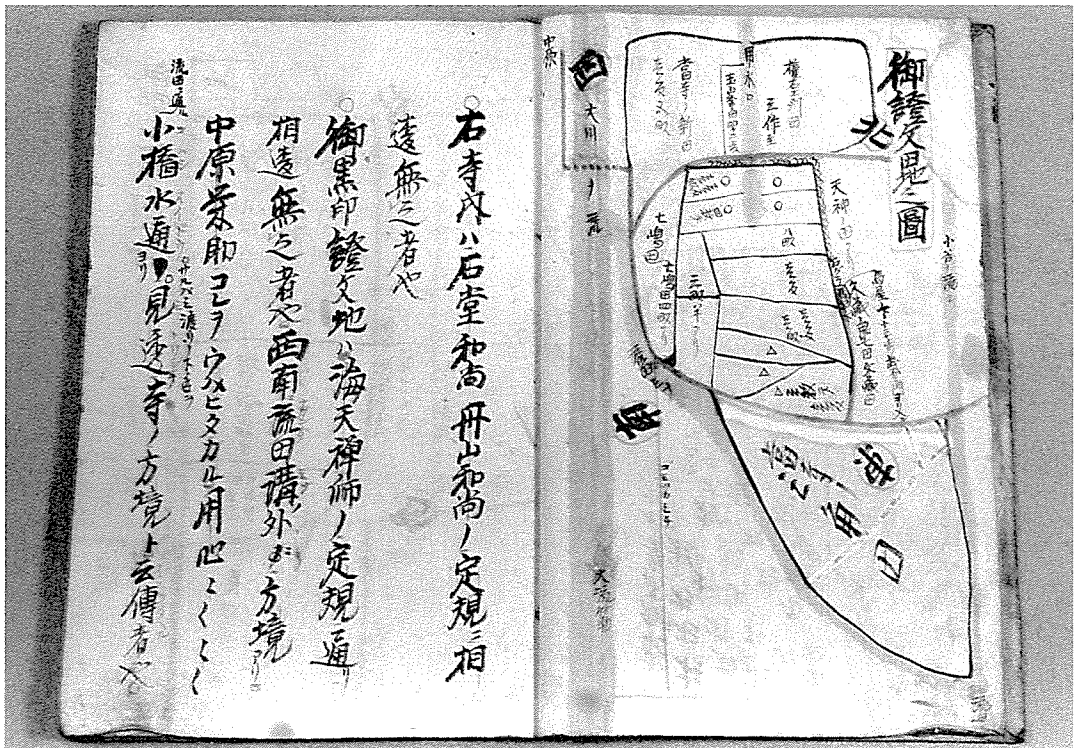


写真2 護聖寺寺地明細図

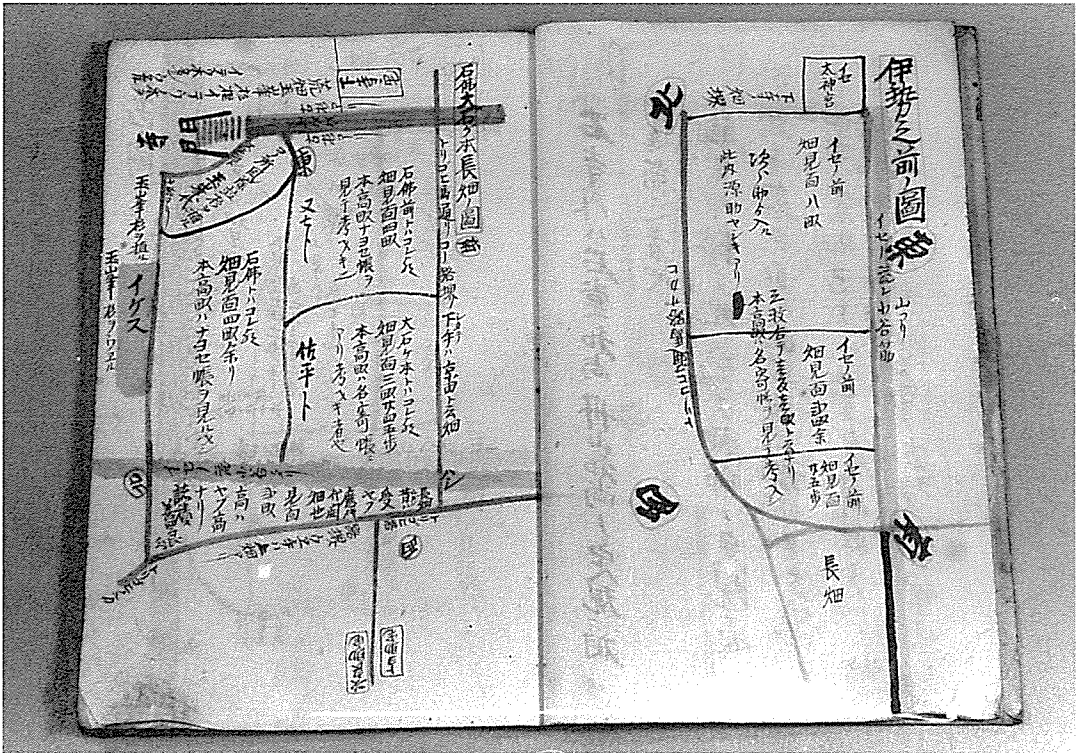


写真3 護聖寺寺地明細図

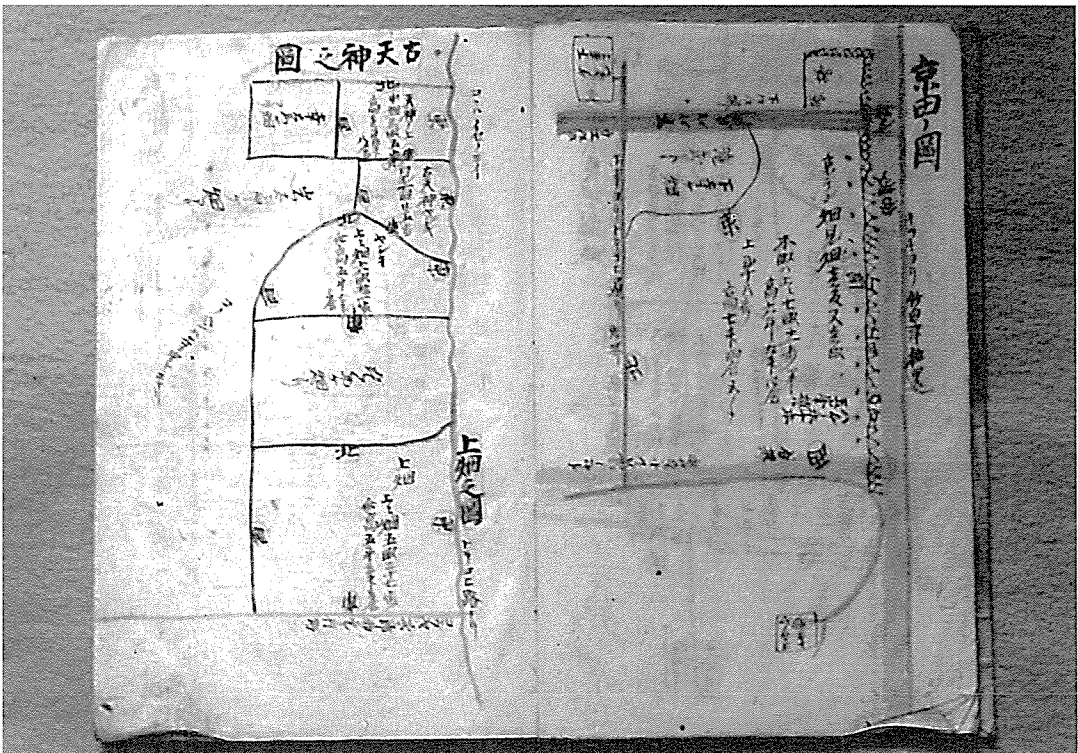


写真4 護聖寺寺地明細図



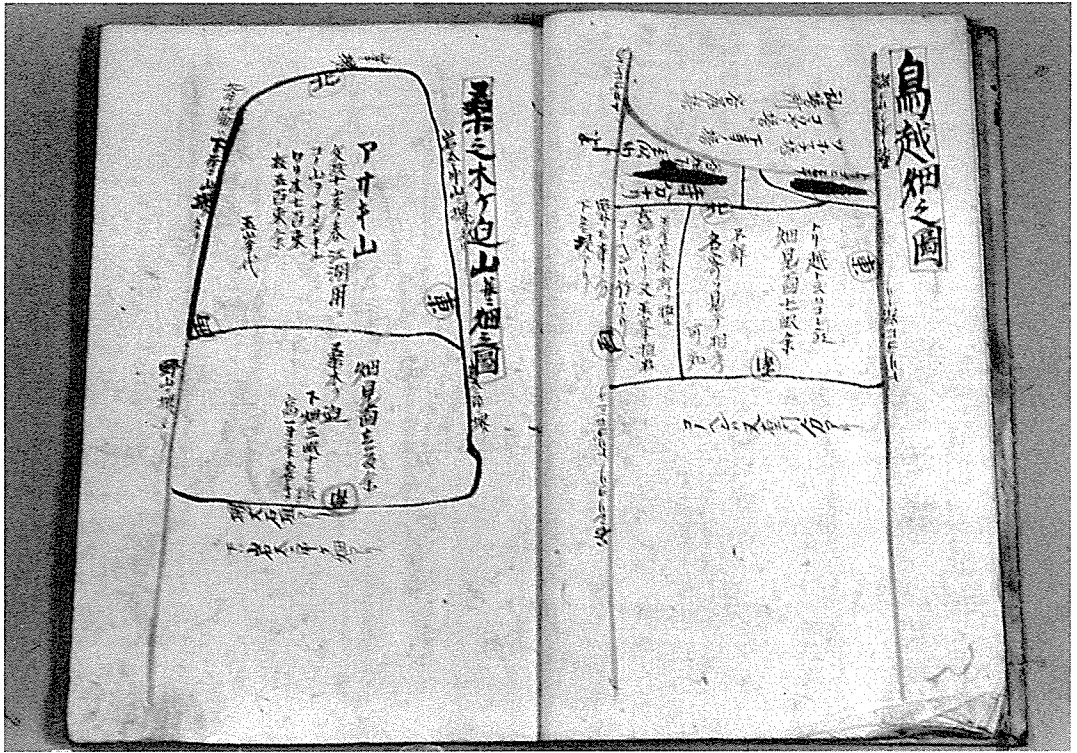


写真5 護聖寺寺地明細図

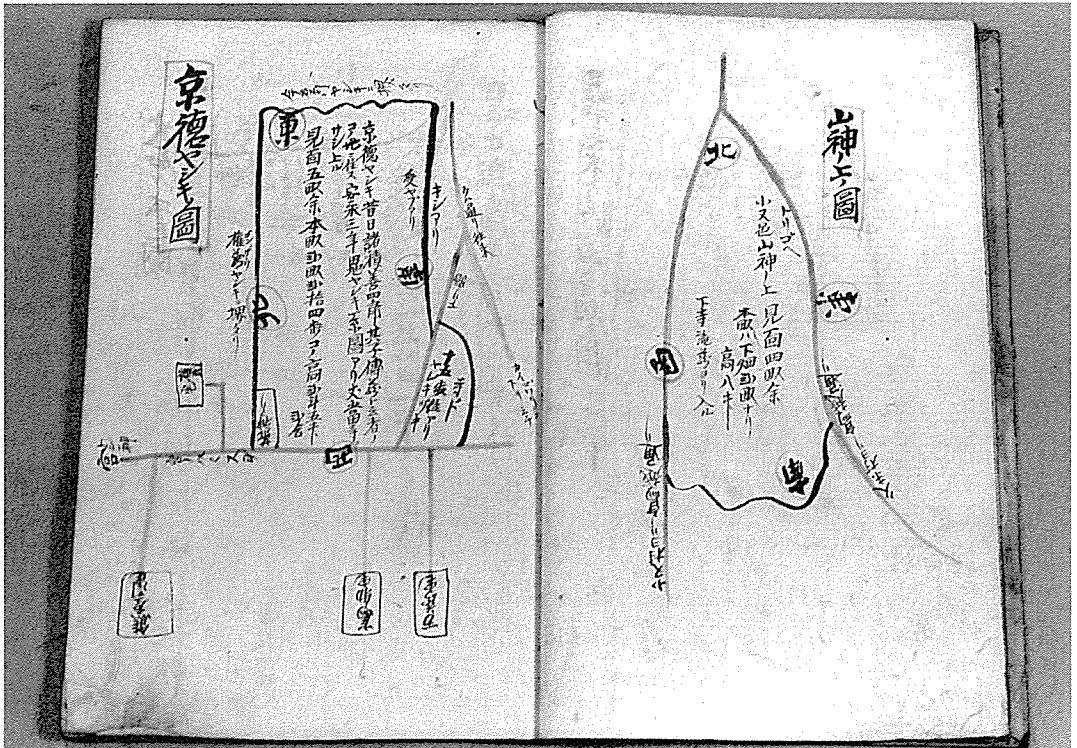


写真6 護聖寺寺地明細図

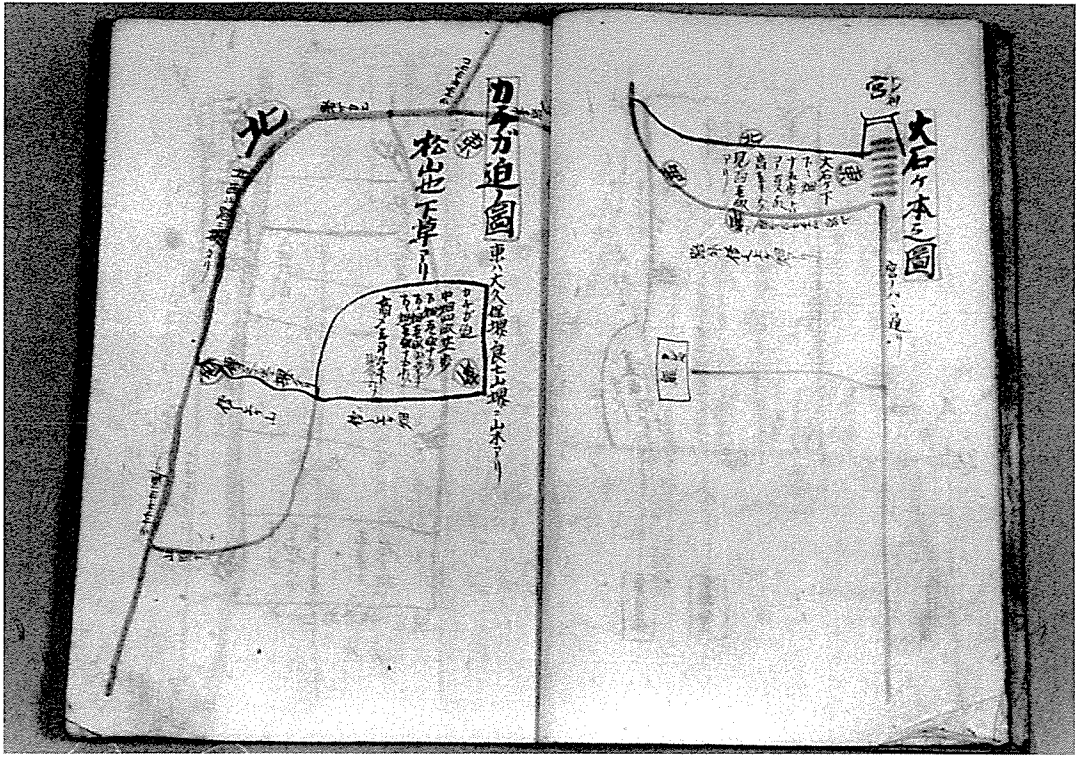


写真7 護聖寺寺地明細図

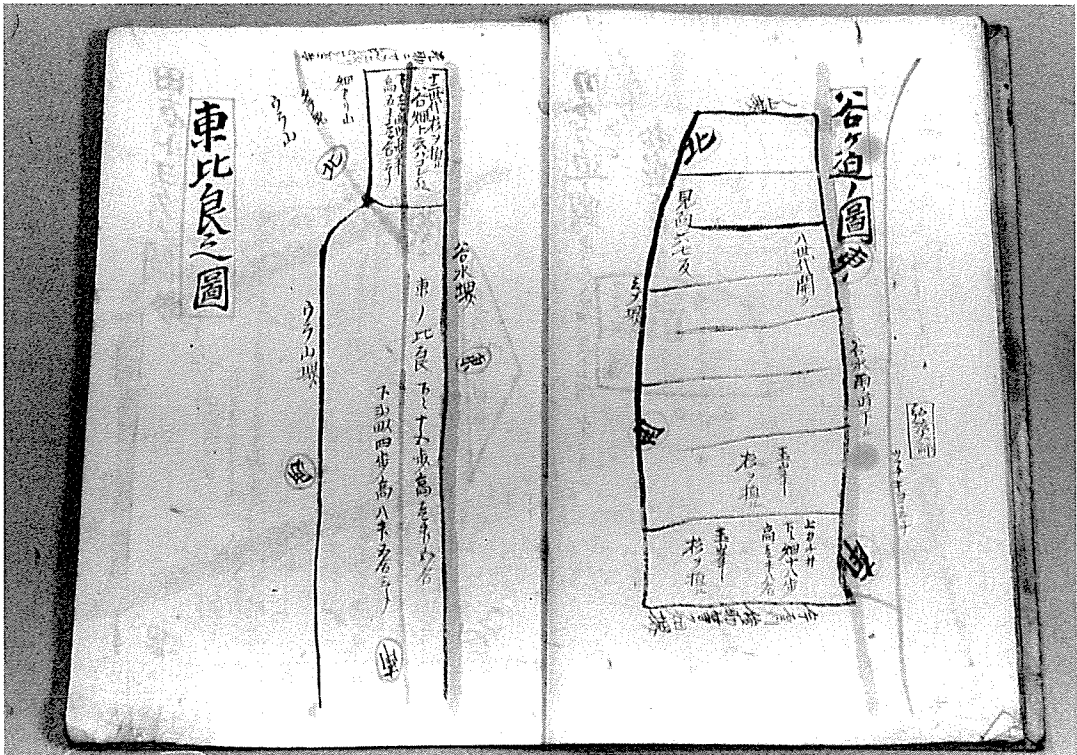


写真8 護聖寺寺地明細図

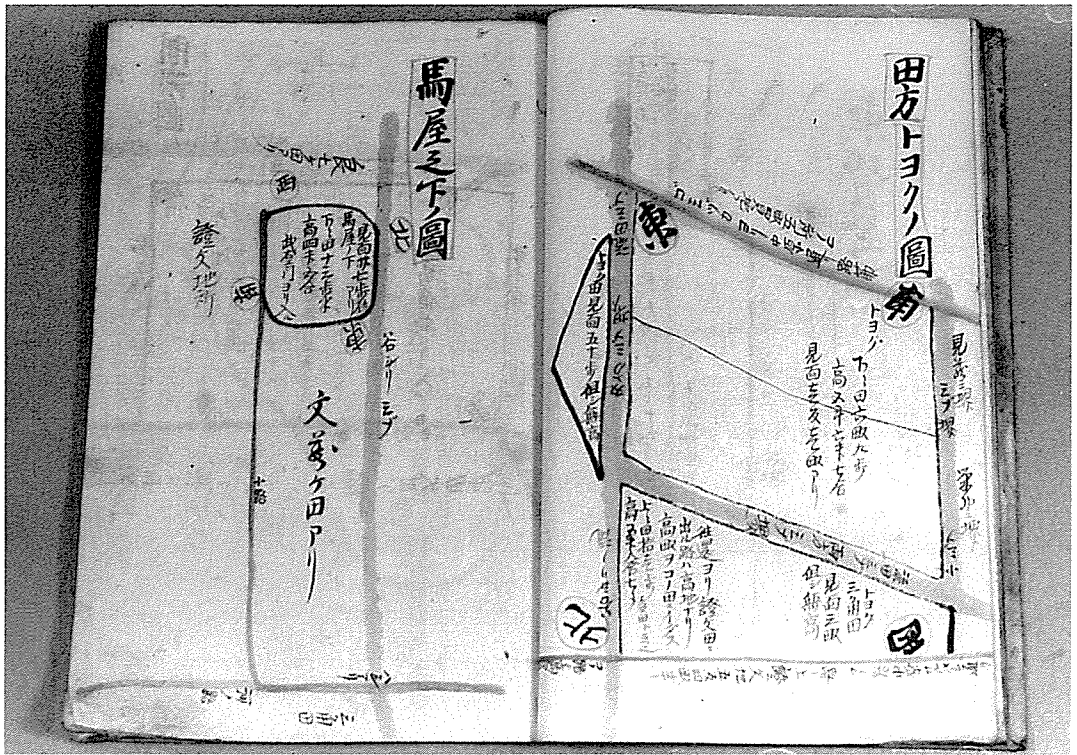


写真9 護聖寺寺地明細図

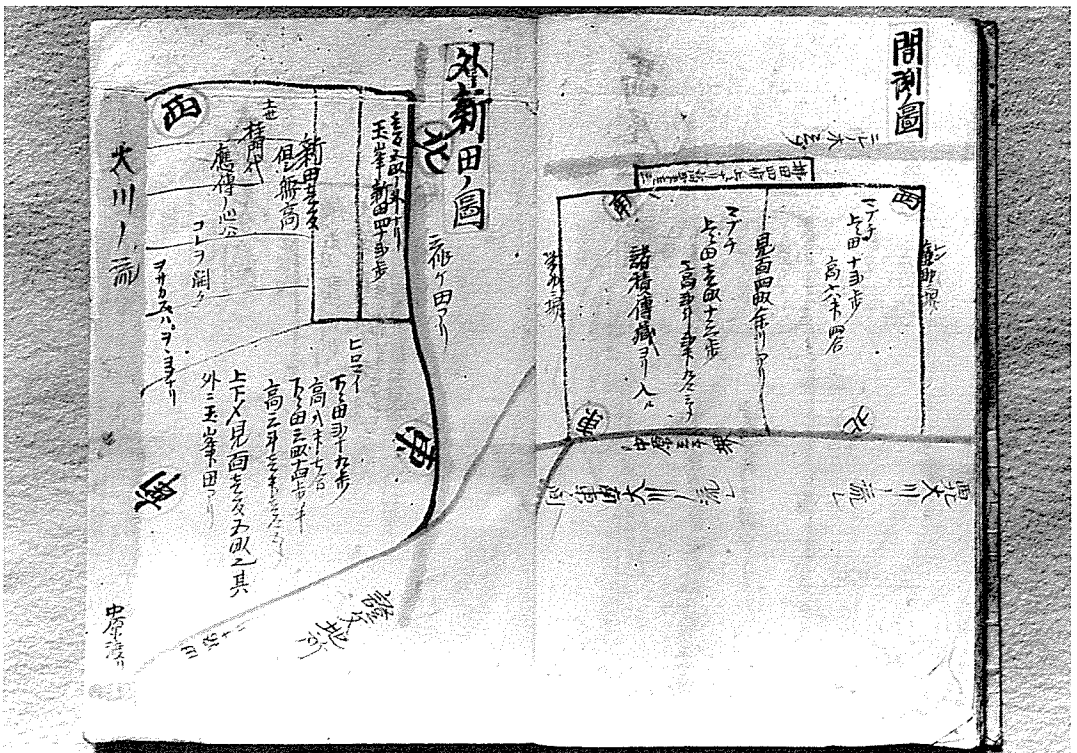


写真10 護聖寺寺地明細図

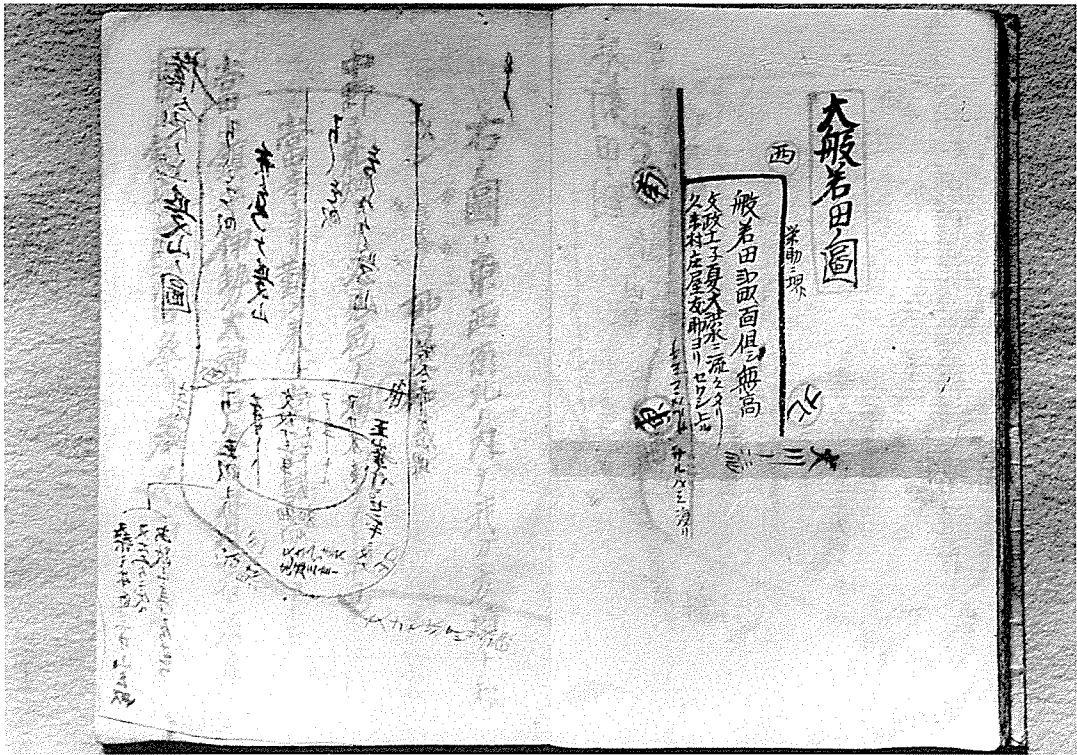


写真 11 護聖寺寺地明細図

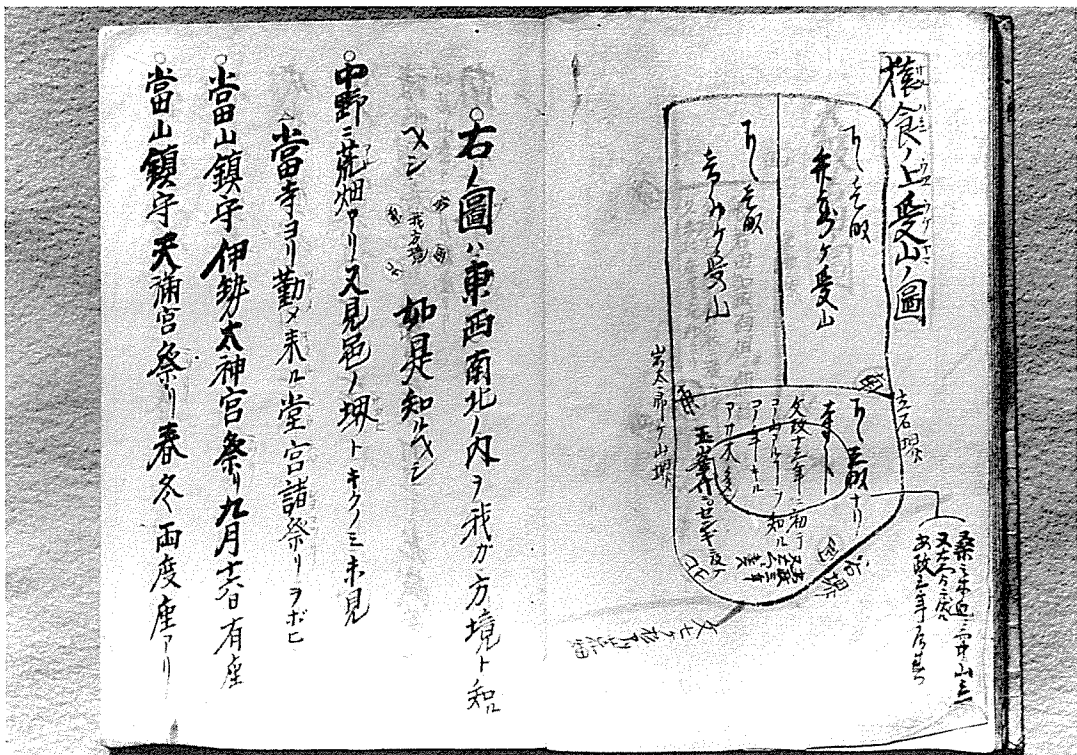


写真 12 護聖寺寺地明細図

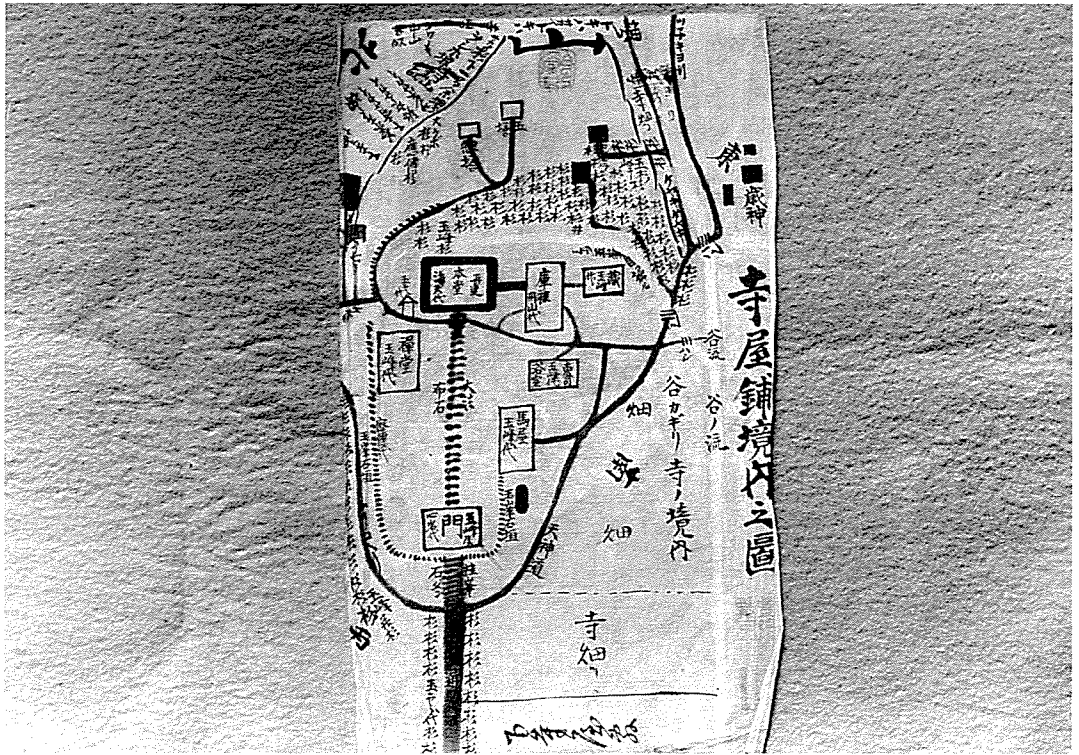


写真13 護聖寺寺地明細図（挿入図）

- △当寺ヨリ勤メ来ル堂宮諸祭りヲボヒ
- 当山鎮守伊勢太神宮祭り 九月十六日有座
- 当山鎮守天満宮祭り 春冬兩度座アリ
- 当山鎮守金毘羅宮 春冬祭り
- 谷尻ノ堂祭り 年二二度 都テ祭りハ普門品心経ナリ
- 成光ノ堂祭り 年二二度
- 中原ノ堂祭り 年二二度
- 清水觀音祭り 年二三度 打ヤシキ光蔵祭り定座
- 妙見山祭り 八月朔座アリ
- 南ノ堂祭り
- 歡喜ノ阿弥陀祭り 年二一度
- 平原ノ堂祭り 年二二度
- 末信ノ堂祭り 年二二度
- 迫ノ堂ノ祭り
- 迫ノ稻荷祭り 年二一度
- 迫ノ石觀音祭り 年二一度
- 東松ノ稻荷祭り 年二一度
- 川ノ大地蔵祭り 年二一度 徳田家定座七月
- ハゲ十助ガ荒神祭り 十一月二十八日
- ヤシキノ準泥尊祭り 年二一度
- 禅堂ノ地藏祭り 年二一度 上田辺・下田辺寺ニ来ル
- 上組九月惣日待 線香不絶ニ焚ベシ、誦経ハ夕・夜・朝三度ナリ普門品一返心  
經消炎咒各三
- 下組惣日待 セン香不絶ニ焚ベシ、誦経ハ夕・夜・朝三度ナリ普門品一返心  
經消炎咒各三返普回向タルベシ

○上組ノ武者祭り 正月八日 誦經ハ普門品心經消災咒ナリ

○村中ノ庚申ノ待揚ニ至ル迄、当寺ヨリツトムル者也

○歳神ニツイテ春村中參籠ノ日、麦祈禱アリ 金剛經ヲ誦ムナリ

右ハ先規ノ通り、今以テ不怠当寺ヨリ所管也

○歳大明神年二兩度ノ祭りハ、古來当寺ヨリ相ツトメ來ル事ハ六世丹山代、七世海天代ノ定規ニ見タリ、九世桂峯代ニ流田古社ヨリ今ノ所ニ遷宮アリシ時、桂峯禪師導師タリ、上棟之記アリ、コレ即桂峯禪師ノ直書ナリ、然ル所其後イツノ時分力中野河二河野氏ト云者アリ、此葉法者祭りヲ相ツトム、コレ当寺住職ノ不吟味ノ作ス所ナリ、昔日六世丹山和尚ノ申置ノ通り、曾テ氏子中爭論相ヲコリ神意ヲケガスニ至ル、依テ村中衰廢ニ及ビ、又或ハヒン窮或ハ人種ツギ、或ハトシ死トシ病ノ者多シ、コレヲ見テ丹山和尚ノ聖タルコトヲ知ル

○末世ノ住僧能々時節ヲ相考、再祭主トナリ給ハバ、六世丹山和尚ニ對シテ大功ナルベシ、然リト雖モ易意ニ發言セバ却テ災ノ元トナラン、時節ヲ見合スコト、コレ至功々々、肉食妻（ウヰ）体、葉法者ハセシ宮ハナラント世間テ云也

○アル時玉峯野氏ニ向テ伺テ曰、貴方ニツイテ久末邑歳大明神ノ祭りヲ相ツトムル事ハ幾年ゾヤ、野氏答テ曰、昔日ノ事一向不詳、只今久末村歳大明神ノ祭司ト云ノミ、此ヲ以テ所ノ地頭及ビ京都吉田殿迄右ヤウ申上下答ラル、コノ時玉峯神職ヲ取戻スヘクト相考ケレトモ、時節ノ至ラサル事ヲ見テ發言セス、末代ノ住僧由断（ヤ）ナク時節ヲ相考、神職ヲ取戻当山相勤ヘキ者也、易意ナルベカラス至功々々

○桂峯禪師歳大明神遷宮上棟之名左ニ記ス

歳神社廟上棟記

于時享保八癸卯歲霜月二十一日  
原当邑当社來由往昔田辺某申後号趙無居士鎮座神河之中洲爾來歲月押移塵沙相聚而作立今也在于田之中央社頭及廢壞正徳二歳田辺孫兵衛其統先祖之由緒与同苗九左衛門共ニ相議而再興矣雖然以有社頭汚于田滓故又九左衛門孫兵衛發願与愚叟共ニ歴公歳享保八年癸卯遷於廟東岳平古丘以作神田每歳供祭祀者也護聖九代桂峯記之

○南ノ貴船宮祭

○ハケノ貴船宮祭

○迫ノ山神宮祭

此三社ノ祭りハ、ナントシテカ野氏ノ葉法者、祭ヲ相ツトム、コレモ當寺ヨリ不吟味ノ至リナリ、時節ヲ見テ司元及村役人ト相談アルベシ、至功々々

△小又村堂祭りヲボヒ

○岩ヅメノ堂祭り

○袖ノ木ノ堂祭り

○吉行ノ堂祭り

△中野村堂祭りヲボヒ

○切畑上土居ノ堂祭り

○切畑下土居ノ堂祭り

○右五ヶ所、先規ノ通り堂祭り相ツトメ來ル者ナリ

○小又村金剛院ハ當山八世月庭代迄ハ當寺末院也、九世桂峯尾留隱居イ

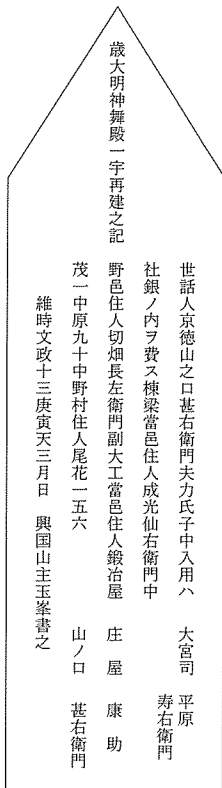
Ⓐ

タスニ及テ養寿院ト替院イタシ金剛院ヲ両子寺ニ属シ、養寿院ヲ当寺ニ属ス、院宇ヲ尾留ノ地ニ引移シ山ヲ願王ト号シ院ヲ尾留トナツク、願王山養寿院尾留寺開山月庭江山大和尚、二世桂峯積翠大和尚、三世東水知潭大和尚、三世和尚多福院ニウツリシヨリ住僧ナフシテ廢ニ及ブ、寺産ノ田畑アリ庄屋ノ宅ニコレヲウバヒ取ル、半鐘一口アリコレモ村長ウバヒ、寺ヤシキニ桂峯手植ノ大杉アリ、村長正三郎キリ取ル、當寺ヨリ不調ノ作ス所ナリ、本尊不動像ハ正三郎ガ堂中ニアツテ手足墮落スコレ不可見、村長正三郎絶運遠キニアラス、心アル者ハ看ヨ々々

○諸田村上ノ原ノ堂祭ハ光月庵ニタノミヲク

○油原堂祭リハ七月セガキノ時ナリ

維時天保二辛卯春二月日書之、月日ハ去年ヲ用ル



者也、此ノ記ハ納テ後思出シテ記ス故ニアラマシナリ

— ㊦の部分の囲み記事 —

右ノ上棟札ノ裏ニ曰

司元

大宮司平原孫兵衛

ほかその九左衛門

かち屋平右衛門

屋敷弥兵衛

坪根六兵一

さか口武助

末信甚右衛門

さかずみ七兵衛

みなミ次平

かぢた平四郎

二 両子寺文書 ○両子寺蔵

1 「両子寺明細帳」(元文二年)

但三ヶ年以前ニ御断申上修覆仕候、其節米五石小口之内行入村  
二而楠木老本御願申上御免被下候

惣住持院 客殿 長六間半 横三間半

本尊阿弥陀木仏

天台宗 両子村

当住

一 足曳山両子寺

医王院

一 権現堂 長八間半 横四間

但御上 御修覆

千手観音脇立 不動 毘沙門 木仏 但仁聞菩薩作三十年以前ニ開帳

仕候

本尊薬師十二神脇立日光 月光 木仏

但右同断右開帳も仕候

惣大行事 三尊

但右同断

一 山王宮 長貳間 横貳間

山王廿一社 木仏 但仁聞之作ナリ

千躰地藏 木仏 但仁聞之作ナリ

右之拜殿 長貳間半 横貳間

一 講堂 長五間 横五間 但正月八日鬼会仕候

本尊阿弥陀之三尊 但仁聞之作

一 右之外ニ食堂御座候処ニ唯今石居斗

右年中ニ三季之祭礼、本堂ニ而大般若執行仕、毎月四度ツゝ御供宝其節

一 山衆会仕候

一 護摩堂 長四間半 横四間

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但唯今石居斗

庫裏 長拾壹間半 横五間半

外ニ家数式軒

一本門

一 門 長貳間 横九尺

一 寿路門 長九尺 横九尺

一 惣門 長三間 横貳間半

一 寺領高四拾石

但御直御証文

此内惣坊中ニ分リ御郡奉行衆寺社御奉行衆御証文有

同 七石老斗四升九合 但御役人御証文寺内屋床分、御郡奉行

衆寺社奉行衆証文有

但右同断

一 開山堂 但代、本寺隱居所唯今石居住斗

両子寺坊中

中之坊 長拾間 横四間 住持

本尊不動 木仏 善円之作

御免高

外ニ家老軒

同寺坊中

一 大方坊 長九間 横五間 住持

松樹院



本尊不動 木仏

御免高

一 隱居所 長三間 横式間半

但大万坊寺内二御座候

一 外二家老軒

同寺坊中

一 安実坊 長六間 横三間

本尊不動 木仏

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

一 実相坊 長五間半 横四間

本尊不動 木仏 但仁聞之作

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

一 財蓮坊 長六間 横四間

本尊薬師十二神 脇立日光 月光 木仏

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

一 門之坊 長六間半 横三間半

本尊毘沙門 木仏

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

一 自常坊 長五間半 横四間

本尊不動 木仏

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

一 真光坊 長六間 横三間半

本尊観音 木仏

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

一 南之坊 長六間半 横三間半

本尊毘沙門 木仏

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

一 北之坊 唯今石居斗リ

御免高

一 観音石社 長四尺 横四尺

右拝殿 長式間半 横式間

但六月辻々毎年祭り旧例等御座候

一 浅木山老町余アリ社藪

一 毘沙門堂 長式間 横九尺

住持

覚城坊

住持

凉智坊

住持

一音坊

支配

惣住持院

支配

両子寺 但上 御修覆

堂預リ

九兵衛

但仁聞之作

一 地藏堂 長式間 横九尺

同断 孫兵衛

一 觀音堂 長式間 横式間

同断 金左衛門

但仁聞之作

浅木山老反余上り社藪

一 阿弥陀堂 長式間 横九尺

木仏 三之丞  
同断

一 地藏堂 長九尺 横九尺

木仏 永助  
同断

一 觀音堂 長九尺 横九尺

木仏 武助  
同断

但仁聞之作

浅木藪五畝四步御免藪

一 十王堂 長九尺 横九尺

十躰石仏 金吉  
同断

一 愛宿堂<sup>(ママ)</sup> 長式間 横式間

木仏 養学  
同断

一 愛宿堂<sup>(ママ)</sup> 長式間 横式間

木仏 円実  
同断

寺数ノ拾式軒此内式軒石居斗り

門ノ四軒

堂数ノ拾五ヶ所内拜殿共

仏数合千九拾壹躰 但上り帳二仏数ハ辻内共二入不候

内

式社

両所権現

千躰地藏

三躰

惣大行事

廿八体

薬師

廿一社

山王

五躰 内老躰梅仏

観音

九躰

阿弥陀脇立共

二躰

不動脇立共

十躰

地藏

式躰 石仏

十王

四躰

毘沙門

右之通相改相違無御座書上申候、以上

元文貳年巳六月

五十代

豪海法印代

(異筆) 「大正八年ヨリ二百年前」

原田仁兵衛殿

両子惣兵衛殿

2 神社仏閣御改明細（安政六年）

安政六年  
 神社仏閣御改明細  
 未三月  
 五十七世  
 豪千法印代  
 両子寺

- 一 両所大権現  
 但祭礼二月初午・十一月初午  
 寺社御殿 長六間半 横四間半  
 但杉皮葺尤  
 上御修覆所  
 同 寺
- 一 山王宮  
 但祭礼六月十五日  
 寺社御殿 長式間 横式間  
 但茅葺  
 同 寺
- 一 金毘羅宮 東照宮 弁才天  
 但祭礼三月十七日・八月十日  
 石社御殿 長式尺 横老尺八寸五分  
 同 寺
- 一 拝殿 長式間 横式間

- 一 講堂 長五間 横五間  
 但此外二九尺角之喰堂御座候
- 一 稻荷宮  
 寺社御殿 長式間 横九尺  
 但茅葺 上御寄附  
 同 寺
- 一 十六善神王  
 寺社御殿 長式間 横式間  
 但右同断上御寄附  
 同 寺
- 一 護摩堂  
 但修覆仕候節米材木可被下之御例御座候  
 同 寺
- 一 両子寺  
 一 御成殿 長八間半 横三間半  
 一 庫裏 長拾五間半 横五間半  
 一 御成門 長老丈 横九尺六寸  
 一 山門 長四間半 横式間半  
 一 鐘樓堂 九尺四面  
 一 惣門 長三間 横式間半  
 一 裏門 長老丈五寸 横七尺五寸  
 寺中
- 一 大方坊 長九間半 横五間  
 一 門 長老間半 横老間  
 但瓦葺
- 一 安実坊 長六間半 横三間半

一 財連坊 長六間 横四間  
 一 門之坊 長六間半 横三間  
 一 自常坊 長五間半 横四間  
 一 中之坊 長拾間 横四尺  
 一 実相坊 長五間半 横四間  
 一 真光坊 長六間 横三間半  
 一 南之坊 長六間半 横三間半  
 一 北之坊 長六間 横三間  
 一 走水観音 支配 両子寺  
 石社 長四尺 横四尺  
 一 毘沙門堂 長式間 横式間 堂預り 嘉助  
 一 地蔵堂 長式間 横式間 壯平  
 一 観音堂 長式間 横式間 数右衛門  
 一 阿弥陀堂 長式間 横九尺 相助  
 一 十王堂 長式間 横式間 長平

一 地蔵堂 長式間 横九尺 卯右衛門  
 一 観音堂 長式間 横式間老尺 吉助  
 一 愛宿堂 長式間 横式間 支配山伏 智福院  
 一 愛宿堂 長式間 横式間 野田  
 一 住吉大明神社 長四尺 横四尺 社人 林来輔 野田土佐二  
 一 歳大明神 宮 支配人 林 来輔  
 一 産土神 社人 野田土佐二  
 一 両所大権現 但祭祀六月廿九日・十一月初午  
 一 寺社御殿 長三間 横三間  
 一 但小板葺 當時茅葺相成居候得共先年之通り  
 一 拝殿 長六間 横式間  
 一 但瓦葺 籠家 長五間半 横式間半  
 一 但右同断

但産土神東側二御座候

一 山神宮石社 長四尺 横四尺

一 天満宮 同人

但祭礼二月廿五日・十一月廿五日

石社御殿 長式尺 横式尺

拝殿 長式間 横卷間半

一 善神王宮

但祭礼八月十一日

石社御殿 長卷尺 横式尺五寸

拝殿 長式間 横九尺

一 住吉大明神

御寺社 長九尺 横二尺

すかぶた  
一 山神宮

石社 長三尺 横式尺

支配人  
惣 平

薬王丸  
一 同 宮

石社 長式尺 横卷尺

十式間神社

右之通取調相違無御座候、以上

安政六年未三月

両子寺 院代

同寺坊中

一 門之坊 長六間半 横三間半

本尊毘沙門 木仏

御免高

一 外二家老軒

住持

智光院

三 宮崎家文書

○個人蔵

1 奈多宮附社人公役御免帳(寛政十二年)

覚

安岐手永分

大宮司 井門長右衛門

権大宮司 泥谷慶閑

別当所 宮内坊

官代所 片山甚志郎

庄 片山新五左衛門

預役 佐藤藤九郎

安岐手永惣祝詞主役馬場村

伊藤伝藏

奈多村 田代久五郎

御馬所狩宿村 手嶋孫右衛門

御供所頭 田代清兵衛

奈多小宮司 神崎新右衛門

一同式拾卷石

一同式拾石三斗七升式合

一同四拾八石卷斗五升三合

一同四拾三石卷斗九合式夕

一同式拾卷石九斗九升八合三夕

一同拾五石六升四合八夕  
 一同五拾九石  
 一同五石  
 一同拾六石八斗五升貳合  
 一同拾九石三斗四升四合  
 一同貳石六斗三升貳合  
 一同拾五石貳斗也  
 一同四拾七石  
 一同三石八斗九升  
 一同拾壹石  
 一同貳拾三石  
 一同拾四石三斗壹升九合  
 一同六石四斗九升八合  
 一同貳拾石七斗貳升八合  
 一同貳拾貳石三斗也  
 一同九石壹斗七升七合  
 一同四石四斗五升  
 四拾八人

佃夕役 神鳥孫介  
 中園河原 高木善兵衛  
 澤役 西本村 源右衛門  
 政所役 首藤小吉  
 陳道役 神鳥忠四郎  
 行司役 清藤新兵衛  
 貝吹役 横城村 八郎  
 宮内坊横城山 東光寺  
 里中山狩宿村 西菌寺  
 中司役 助 作  
 大内山社人 右 近  
 安岐手永権祝詞主役成久村  
 河野左京大夫  
 河野兵衛太夫  
 河野喜太郎  
 奈多宮祢宜所 同村 宮崎小介  
 同村 宮崎千代松  
 同村 宮崎弥六  
 小原手永分  
 武蔵郷司 見祢与兵衛  
 弁斎使 都留小左衛門  
 同郷 又治郎  
 同郷 藤左衛門  
 同郷 善五郎

一同拾五石  
 一同拾四石三斗八升貳合  
 一同貳拾貳石三斗五升  
 一同九石七斗七升七合  
 一同拾壹石五斗九升七合  
 一同貳拾貳石六斗三升  
 一同拾五石壹斗五升  
 一同貳拾石七斗三升九合  
 一同貳拾三石九斗八升七合  
 一同貳石八斗三升  
 九人  
 来浦手永分  
 同村 新四郎  
 同村 左 京  
 俣見村 惣右衛門  
 同村 忠五郎  
 羽田方村 田辺宮内  
 同村 七之丞  
 永松村 三 郎  
 弁分村 宇衛門尉  
 富永村社人 上原右京  
 両子手永分  
 小城山慶甫 宝命寺

一同四拾三石五斗貳升  
 一同五拾三石  
 一同貳拾貳石  
 一同七石  
 四人  
 武蔵椿社宮司  
 藤太郎  
 作右衛門  
 源太郎  
 左 京  
 岩屋村 松木源太夫  
 興満山 興導寺  
 来浦郷司 成仏村  
 桜木兵部太夫

四口合 千三百六拾六石三斗貳升八合五夕

内 七百貳拾石四斗九升五合三夕 安岐甚三郎手永廿八人分

三百九拾四石六升五合 小原太郎左衛門手永十八人分

百四拾三石八斗三合 兩子久左衛門手永九人分

百拾石 来浦源右衛門手永三人分

惣祝詞主□□

伊藤伝藏

祢宜成久村

宮崎小助

權祝詞主

同村 河野左京大夫

十七人

右持高公役御免御証文刀脇差御免御証文同時ニ被仰出候也、奥書ハ左ニ御写也

右之通可為赦免旨被仰出候間、其之意可有之候如件

元和三年巳九月廿四日

奈多宮社人太刀御免御証文

一 大宮司 井門長右衛門

權大宮司 泥谷慶閑

手嶋孫右衛門

田代清兵衛

神鳥孫介

池田新右衛門

清藤新兵衛

神鳥忠四郎

神崎新右衛門

田代久五郎

首藤小吉

中園村

高木善兵衛

中司 助作

西本村

澤 源右衛門

細川越中守源朝臣忠興公

御朱印

杵築領主

長岡式部少輔興長 判

御郡代 松井織部殿

同 下津半左衛門殿

神社奉行 後藤但馬殿

同 橋本与助殿

大庄屋 片山甚三郎殿

大宮司 井門長右衛門殿

權大宮司 泥谷慶閑殿

右此証文奈多宮御殿御奉納有之候処、其拜見請迄口筆ニ而写之子孫、迄難有重宝ニ仕候者也、此本与宮崎家也

寛政九年巳正月下旬 河野相模守謹拝書

御証文附録

一安岐官代家記録ニ云、元和三年巳九月廿四日越中守様御預之時杵築御城代長岡公江被仰付奈多社附社人銘々持高公役御免扶米被下置候処、後年寛永九年豊前小倉之城主小笠原孝岐守忠知公杵築御入部御座候御、御先代之通継目御願申上候所先公之通無別条被仰出難有仕合奉存候、然処寛永十九年之秋御仕置奉行久野兵大夫殿御入被成候而、右公役扶米帯刀ニ至迄悉ク御取上被仰出候畢

○元和三年ヨリ寛政十二年庚申迄百八十四年ニ成ル

○寛永十九年ヨリ寛政十二年迄百五十九年也

一享保十五年庚戌年九月廿七日奈多社附社家十七人其外庄官代・預役并奈多邑庄屋・横城村貝吹・惣神官都合三十余人持高公役御免被仰口、是ハ御領分三万三千石之辻ニ而役高五百式拾四石余斗八幡宮社高二被仰付候

右之内ヲ以惣神官配当仕候事

○享保十九年戌ヨリ寛政十二年迄九拾貳年ニ成ル

一享保年中役高御免之儀、以為八幡宮社高諸出米懸リ物之儀出不申、以右之処いかゝ之儀ニ而御座候哉、当村社人高懸リ物邑中同様ニ出申候処、右之儀甚以役所間違之趣ニ社家中相考段々大庄屋根帳・奈多大宮司衆方御殿奉納之御証文を相しらへ重慮也、右社高之内相違無御座ニ付段々役所江改之処、寛政十年戌午冬御物成より邑当リ助給銀・番給

銀都而諸出米居付庄屋同様ニ相除ケ候様被仰出候、為後日記録ニ相置候以上

右之通当村之社家奈多宮之社人十七人之内相違無御座候間、弥々当社第一末世ニ至迄神忠可致丹精、当村社中立合之上ニ而如此相印申候、如件

執筆 相模守誌

祢宜所

宮崎 小膳 代

惣祝部

河野 石見守代

権祝部

河野 相模守代

大神宝役

河野 長門守代

附録

一寛政十二年庚申十月十三日奈多宮称宜役先代之通当家相務候様、大宮司所ニ而被仰付候以上

宮崎 小膳代

是迄石見殿廿年内外預居候

2 年大明神宮記録(寛延二年)

年大明神宮記録

寛延二歳巳二月二十三日



当村高橋藤七母弥兵衛妻也、願二附氏神之御祓替仕度依願口村中相談之上二而相定候、折節實際寺玄桃長老京都都二而天位之時分相頼置候所間茂無同年十月二日ニ御下リ被遊、同三日ニ宮崎氏之社檀二凡廿日斗御座被遊候、同十六日宮内ニ御注連を引河野氏・宮崎氏兩家一七日間相詰御位を付、同廿二日ニ吉日を撰御本社ニ奉移神御鎮之御神楽河野吉弥ト申仁当年八ツ初而社役ニ罷出相勤申候、寛政十二年庚申之年迄五十五年成、扱其御鎮座之晚山城藤七方ニ被召寄相応之振舞ト諸祝儀も有之目出度相濟候以上

寛政元年酉ノ二月初之巳之日当村上之山弁財天恒例之祭ニ而御座候、折節新宅河野佐渡方祭座ニ而御座候、此座配之節清原太平為信心寄進有之候

上田九畝廿老步半 此利年ノ四斗四合

年大明神宮 米六榘年ノ歳之餅

山之神宮ニ 同老斗上ル

弁財天宮ニ 同老斗上ル

龍王神宮ニ 同老斗上ル

右之通清原氏ノ寄進有之候

歳大明神年中祭之次第

初而 正月十一日、鈴開之神事有之候、朝早朝ニ宮ニ而三番神楽奏、片

峯屋鋪ヨリ初社中神酒開雜煮等喰合終日賑ノ敷祭合候、八ツ時分

ニ馬場八幡宮ニ社参あり

二月初丑之日、是八年ノ種之祭ト申而粃種五斗五升本田ノ出ル、此内卷

種ヲ引其跡ニ而四半御供ヲ上

右之通朝座有之候

六月初丑之日夏祭之次第

本田老反之内

三畝村中ノ年貢弁、残而七畝年貢地

御神前

半御供

御高もり

四膳

向膳

貳膳

舛形

八膳

御菜之次第

一山いも

一もノ

一ところ

一黒め

一ゆうり

一小豆

一きらり

一しとき

右之通相違無之候

村中氏子前日ニ座配有之候

祭当日朝社人村役人衆座配有之候

祝詞主

神主

右之人数相揃

大宮司

神楽座

村役人衆

祝詞主

神主

大宮司

神楽座

村役人中

宮二而ハ社人罷揃御神樂奉獻、夏ハ冬之幣ニ而祝詞ヲ献ス、此日神酒ハ村中ヨ出ル、但シ役所之世話

各々罷揃神酒御供頂戴

各敬白

九月九日神事 是ハ三畝之田地有、年貢ヲ取其跡ニ而之祭座相勤候

大宮司屋敷と今ハ高橋勘平方ニ而年々座配勤メ来リ候

社人村役人中朝飯有、宮ハ鉢御供也

霜月祭大神事之初

本田耆反九畝 是ハ年貢村弁外ニ中興小神田五畝十式步添、是

ハ年貢地也、利米本田ニ添

神田取納之日祝詞主齋之祓有、舛取森主参リ斗初屋舞人ニ渡森主屋

舞人夕飯有

本祭小口明

祝詞主祓有

大宮司

神樂座

惣社家

各座配有

村役人衆

屋舞人

終而

大座 女座 耆番

祝詞主妻

神主之妻

座配有

大宮司之妻

吸物

冷酒三献

御肴

かすつけ

間酒式献

せり焼

終而御本膳

串焼 けうもうし三串

大座式番座 男座

社人役人十式名・氏子中

濃束

御吸物

冷酒三献

間酒二献

御肴

かすつけ

芹焼

御本膳

小串焼

祝詞主

大宮司

諸司 神主兼役

御本膳終而

来当座

是ハ社人役人拾式名

御吸物

御肴

かすつけ

芹やき

盃ハ親椀三献

同日晩門注連

門二餅御供七膳 但中餅十四也

備之餅 貳膳 祝詞司

貳膳 神主

貳膳 大宮司

貳膳 祭元

御盃冷酒三献間酒貳献

同晚夕飯餅雜煮 但小豆煎附入なり

御酒 白酒也

御肴 かすつけ

芹焼

祭定日丑之日朝御供之知り取ヲ書

朝食有

一日向かわらけハもてわらにて拵

以上百貳拾 是ハ家舞人之仕事なり

一御前御肴 丑之したいの木にて拵、是ハ村之大宮司之細工なり

一当社岩戸神樂等有之候時、代々宮崎家より世話仕筈ニ御座候、右ニ付

神前供物米一切森主方ニ納ルなり、代々古老之申伝りなり

四方指之事

東ハ清太ヶ渕之渡より堀之巻本木荒木川

南ハ荒木川より大通寺之谷川夫婦木之池迄

西ハ夫婦之池より向之小野鬼ヶ城烏帽岩

北ハ油留木境塩より田平山安宗実際寺之後仁与塩崎繩手藤太迄

是ハもし造宮等有之節遷宮杯ニ四方指改ルなり

祝詞主

右三人格式之座有

神主 大宮司

同日晩板敷祓

社人中

役人中

跡ハ祭元志次第

御神前供物次第

本御供白米壹斗貳升

半御供白米六升也

御神前御膳御高森

向膳

御隱居神 御高森

向膳

舛形御供

此内老膳ハ齋之御供

貳膳

老膳

老膳

御本社之分四膳之内

御高もり添一膳

向膳添貳膳

二之殿御隱居之分

御膳四膳

祝詞主役ニ下ル

齋宮御供一せん添  
御高もり向膳

貳膳諸司神主二下ル

〆五膳

舛形 貳膳

十式名ニ配当

御本社御高森(マカ) 一膳

〆三膳

丑之日終日神事式法之次第

一番 祭礼神楽ヲ備

次ニ 濃束 白粉ニ御菜もり、残をもりて社中村役人十二名ニ

配当なり

白酒三献 元来此酒ハ当後ト申て来当ニあたる名々造出シテ宮

ニ用ルなり、村中糴八合ツゝ調酒ニ造ルなり

御肴かすつけ

二番ニ 將軍之神楽ヲ勤ル、是ハ花神楽といふ

次ニ吸物冷酒三献 是ハ汁わんなり

御肴芹焼ヲ引

次ニ親椀三献

是ハ豆(マ)之口(マ)んがく也

御肴 けうもうし

次ニ榊之神楽有 此時かわらけ十式出ル、是ハ代々山城高橋氏々出ル

次ニ屋舞人舞有

次ニ相撲有 年々の屋舞人なり

次ニ小供之相撲 三番打なり

次ニ祝詞敬白

其日千秋楽

祭当日朝山之神祭有

是ハ小餅七拾式

森主方二下ル

上品之神酒添

御膳御菜之次第

くり いもまき

たゝまき

くしかき

山いも

小豆

ところ

切こんぶ

うと

こんにやく

ミかん

しとぎ

拾式名

子ノ年 源七 午ノ年 次右衛門

丑ノ年 嘉助 未ノ年 源平

寅ノ年 早助 申ノ年 八百吉

卯ノ年 小膳 酉ノ年 幾平

辰ノ年 定蔵 戌ノ年 忠蔵

巳ノ年 長門 亥ノ年 代蔵

〆拾式名

神樂座  
大宮司  
源七名

中社  
主祭  
巨魁祝  
巫楽神  
多御臺

利兵衛定  
藤  
名并御  
大連  
名家  
助名

十一月子之日夜戸祭

是ハ村中秋糴八合ツ、調村中門廻シ白酒ヲ調造宮ニ持参リ社人  
役人名中ニ廻スナリ

中椀汁椀以上五献  
肴ハ菜之もうし・かすつけ

右此記録先代祭祀初而以來相改本誌有之所、年数押移本来難見場多、依  
今再書調後代宝記成者也

(異筆)

代々当後神酒三郎方ヨリ出ス事  
天保十四年冬当村清原三郎ト申ス者成久村共有山林松木ヲ盜切リタル事

村中ニ知レ庄屋ヲ始メ村役人立合候処少カラヌ切方ニ付村中ニ評議ヲ掛  
ケ候ニ付、当村儀作並ニ清助ニ頼ミ、両氏ヨリ役人方へ話シ候ニ三郎本人  
其松木割木ヲ大道迄持出セバ濟ス様申候条、此旨三郎方へ話シ候処当村  
ニ近頃居住シテ居ル新平ト申ス者ヲ供□晚□ニ持出候処□村中ニテハ出  
□□□テ以テ一層ハケ間敷申□候、世話人ノ願ニ依リ村中ヨリ年々冬ノ  
祭典ニ糴八合宛ヲ取立作□居、当後神酒ヲ三郎方ヨリ糴老儀宛出ス事ニ  
成リ納候

証人 清助  
儀作

小膳記ス

3 歳大明神宮御祭帳(享和二年)

歳大明神宮御祭帳

一 二月初丑 但シ前之年祭元々種子五斗五升之内を以神前一切相  
勤メ当日之朝社中・村役人・大宮司・屋舞人振舞有

御神前四半御供 外ニ米 老外御隠居神備利行氏ノ上ル  
御菜之品、

一 しとき 山芋 ところ 切昆布 右四品  
一 御神酒 散米 榊十式本十二名ニ配

六月初丑 但シ前日氏子寄夕飯有、此日社人小門一統格式ハ無

之、当日朝門注連内之祓終而社中・村役人・大宮司  
朝飯有

御神前半御供 外ニ米貳舛

御菜之品、 御隠居神備利行氏奉納

ゆふり 木瓜 ところ とき 柿 桃 山芋

メ七色

一 神酒 散米 吉祥竹茅也 十貳名ニ配當

終

本祭初中後式法

十二月初丑之日

一 神田茹上ケ之朝、祝詞主祭元祓有朝飯有、此日齋宮江高幣奉納祝部  
修行

一 神田茹上ケ晚、神主宮崎家祭元ニ參リ粃之都合相改メ屋舞人ニ御供  
米之粃を渡ス、其晚夕飯有

一 白酒造之朝酒部屋之祓有、祝詞方々勤ル  
祭日五日前ニ米打魚取、同日ノ白酒之口開有、其日も祓有

一 三日前ニ小口明ケ神主祝詞主大宮司屋舞人夕飯有、其日も祓有  
二 二日前ニ氏子座有、村中夫婦寄

一 座配之次第 女座初座也

神主妻 但シ吸物ニ而冷酒三献、間酒貳献、肴たつく

祝詞主妻 り・せり焼・かすつけ

大宮司妻

一 貳番座男座 神主

祝詞主 右三人女座之へり

大宮司

次ニ本膳 三人之女座 三人之男座 飛蓮之串焼引  
内之祓祝詞主勤ル

一 来当座 社中役人中十式名 吸物ニ而飯椀ニ而来当渡シ有

門注連之式法

老膳ニ付三ツツ、

一 門之御供餅 七膳 御酒散米祓祝詞主行

一 門之備 御雜煮 四膳 但シ小豆煎

一 御器 門之備配當之事 但シ冷酒三献 間酒二献

二膳 神主 宮崎氏

二膳 祝部 河野氏

二膳 大宮司 高橋氏

老膳 祭元江

一 門注連夕飯社中役人屋舞人

此日大宮司神前之口を拵中之したいニ而老尺貳寸

十二月子之日夜戸祭 但シ村中粃八合ツ、調白酒を造、宮ニ而社  
中役人中宮ニ而座配有

一 神前神酒 老肴 其俣祝詞方ニ送ル

一 神前御燈明 本祭より献ス

一 神楽座之燈明 夜戸祭より献ス

一 御祭当日朝 但シ神主・祝詞主・大宮司右三人朝飯有、御上  
品之口開キ御供之チリ取ト古キ申伝也

御神前式法

一 御本膳 十七膳 内 御高森 四膳

向膳 四膳

升形 九膳

拾七膳 右之内卷膳斎宮江献ス

次御神楽等相済祝詞敬白有  
神前御膳配当 但シ神主宮崎氏抱之  
舂形 貳膳 但シ官代所江祭元送ル  
御高森 貳膳 但シ御隠居神備之内  
向膳 貳膳

御菜之品

一 御杵形十六束 山芋老束 ところろ 權甘貳十 提甘

くり廿 只卷 芋卷 豆卷 串柿貳十 小豆貳合

こんにやく貳丁 昆布 しとぎ米老舂 白はへ廿

拾四色外ニ御酒散米

一 当日山之神祭 但神前餅散米五合上品老升五合、白酒老升五合

祝詞主方納、餅御供七十式白酒老升五合神主宮

崎氏ニ納

一 土器 拾貳 大宮司高橋家出ル

拜殿座位之次第

一 直会 但シ社中役人中

大宮司 後

官代 前

舂形 老膳 但シ中興田地寄附依テ永代利行家ニ納ル  
舂形 老膳 庄屋本ニ納ル  
御高盛 老膳 但シ御本社備之内  
舂形 貳膳 三膳拾貳名ニ配当  
星之餅 拾六 内九ツ一屋舞人 七ツ二屋舞人  
丑之自晚 板鋪祓 但シ社中・役人中・大宮司・屋舞人夕飯あり  
飯御供 貳升 但シ祭之日昼飯屋舞二人ニ而取之  
白酒 貳升 但シ屋舞貳人ニ而海ニ行時持參  
白酒 貳升 但シ官代所江御使之節持參之

盃白酒三献 当後出ル

肴かすつけ

一 吸物 但シ右之人数本祭出ス

同 三献 せり焼之口口 当後出ル

次大盃 飯椀 三献 本祭出ス

神前向諸入用  
白米 老斗七升 但シ御供米

肴 れんかく

一 白米 四升 御隱居神之備利行氏々奉納

一 白米 壹斗貳升 但シ餅御供米

一 白米 五升 但上品糘共本社備壹升五合、山之神之備壹升

五合

但シ御供米壹斗七升之内

一 白米 三升 但シしとぎ芋卷唯卷豆卷

一 黒米 壹升 此内五合山之神之散米也

一 御幣紙 壹束

一 荒薦 壹枚

日向かわらけ共云  
百貳拾

一 藁之器

右者延享元子歳相改候氏神祭礼式之帳面文字等紛失之所依有之此度順年之来当江相渡申候、随分古例之通神事相勤可申之处如件

享和貳歳戌如月初丑日

当社神主諸司役

宮崎小膳藤原清重

当社祝部役

河野長門守小干通貞

当邑庄屋

利行治右衛門源親次

此帳宮崎家之懐シ而有之所謂テ見是氏神祭祝節要也、雖然歳霜ヲ経紛失而已多シ、干時神主清重祝詞主通貞予に曰夕願ハ此紛失ヲ繋キ順番之祭当披露イタシ古キ導而求新ヲ氏子長昌玉物にし侍ラント、堅請に仍而笔

愚ヲ執リ謹令是書写口矣

河野相模守一昌誌

本書ハ相模書作清重控江河野佐渡守通実行年六拾五にシ而享和二歳戌明月初旬老筆謹写之書敬白

(異筆)

宮崎氏住物

#### 4 歳大明神宮祭礼并当社建立之次第

永治元年辛酉十月仮御殿建立齋宮、翌年壬戌歳春本殿建立日向国宮崎之領主社官藤原清人者明神口行を夢口所欲を捨て当成人邑に來る、時永治元年辛酉十月仮に宝殿を造りて祭る齋宮是也、翌二年壬戌之春私財を投して神殿を建立之専心神事ニ努む、人呼で宮崎之守護神と云ふ宮崎之元祖也

從四品大弁從五位下淡路權之守藤原清人

是当社歳大明神御鎮座の初り也、彼藤原清人此所ニ居住して神事祭礼を司る、是を称宜と号則宮崎氏の元祖也

#### 一 当社祭礼之次第

正月十一日 鈴開の神事

是八年内より供奉る御鏡を此日下して

神職家村役人村中及十二名に配当す

二月初丑 御田植の神事

是ハ種子の初穂にて御供奉榊木十二本



四月彼岸の神事

三月三日

六月初五日十二名順年にて

八月彼岸

九月九日

十一月初五日大祭礼

備則十二名に賦此櫛を鞭に用よし

是ハ初中後三度の神樂

草餅を供して神樂奉

御供御神酒を奉り、薄の御幣にて祓清

ミ之此薄大宮司及十二名に配当、仍当

村におゐて此日迄若薄を刈事を禁す、

顕然なり

初中後三度の神樂

御供御神酒を備て神樂

十二名順年当日四日目前を小口明と云

村役人十二名の家、尤社職中也、三日

目前を内役と云村中夫婦十二名社家不

残会合、此日端出縄おろし二日目前御

供拵当晚よとの神事当ル

一番 火ノ神の祭り

二番 水ノ神の祭り

三番 木ノ神の祭り

四番 山御前の祭り

五番 いつきの祭り

六番 本社の祭り、当社ハ二社明神也

一殿 五升モリ一膳、二・三合三膳也

二殿 同断

同殿之内脇社四社ニ舛形四膳也、神樂ハ余社同前、山人舞相撲

有、当日出席之家、

官代 黒田

庄 川つら

預 川ノ縁

大宮司 成久村 水口屋敷高橋氏

祢宜 同村 片峯屋敷河野氏

神主 同村 庄屋屋敷宮崎氏

祝詞主 同村 橋本屋敷河野氏

子 同村 正面名

丑 同村 西ノ園名

寅 同村 龍王名

卯 瀬戸田村 五田名

巳 同村 橋本名

午 瀬戸田村 安宗名

未 瀬戸田村 井手之逼名

申 成久村 有智山名

酉 瀬戸田村 中園名

戌 成久村 東名

亥 同村 石盤名

当日晩神職中祭座神口け板敷払

同月廿九日願弘の神事、終日の神樂祭座祢宜執行

十二月晦日 歳暮の神事祝詞主執行

一 当社建立之次第、是より前不識

○文禄四年乙未三月廿六日造営

大檀那 京泊城主 熊谷内蔵丞丹治直陣公建立

大宮司 高橋次郎左衛門尉大藏種昌

神主兼庄屋 宮崎千代太夫藤原宏盛

祢宜兼祝詞主 河野外記太夫越智通興

一 元和九年十一月吉日造営

大檀那木付城主松井佐渡守豊臣康之御内室建立

奉行 羽加宇兵衛藤原政行

大宮司 高橋次郎左衛門尉大藏種長

神主兼庄屋 宮崎小介藤原宏直

祢宜 河野左京大夫越智通晃

祝詞主 河野兵衛太夫越智通潔

大工 諸留與三郎藤原就長

小工 小川清右衛門平久基

筆者 宇佐氏元永右馬允入道休雪行年七十歳

○寛永十年癸酉十月吉日造営

大願主 祢宜 河野左京大夫越智通晃

官代 片山八郎兵衛源幸増

代官 北村又左衛門尉中原業弘

大宮司 高橋次郎助大藏種昌

神主 宮崎藤十郎藤原宏繼

祝詞主 河野兵衛太夫越智通潔

庄屋 清原與介清原行光

鍛冶 利行茂左衛門尉源親種

大工 中野三右衛門尉紀光榮

筆者 立花源右衛門尉橋成固

宇佐氏元永右馬允入道休雪行年八十一歳

○寛文八年戊申四月吉祥日造営村中惣建立

木付城主 松平東市正源直次公

仁与山ニおゐて材木数百本被下訖

宮代 片山三郎兵衛尉

大宮司 高橋次郎八大藏種春

神主 宮崎左衛門太夫藤原宏勝

祢宜 河野左衛門尉越智通國

祝詞主 河野兵部太夫越智通岑

鍛冶 宮川惣左衛門尉平定門

大工 今留六郎左衛門藤原泰治

小工 佐藤弥右衛門尉藤原忠紀

豊前国並当国速見国崎<sup>(さき)</sup>両郡の太守細川越中守源忠興公木付城ニ松井佐渡守殿を居口めて城代とし則忠興公の御妹君おこほ殿と申を松井殿に娶しむ云々、おこほ殿の御化粧料として都甲の内松行村式百石・当村之内三百石合て五百石御附被成候而木付へ被遣候、依之当社御建立被成、尤神領として中園成久両村にて田島老町坪付有別紙被附置候、尤御私領政務の為に羽加宇兵衛殿当村居宅構妻子共に居被申御事、寛永九年細川屋形国替にて肥後国へ移給ふ、仍小笠原老岐守源忠知公木付城ニ御入部の砌当社神領の儀越中様時代の通り被附置被下候様ニと願上候得共女の寄附なれハ継目といふ事有間敷のよし有て寛永十九年被召上、神領訖

庄屋 清原太兵衛尉清原光郷  
海印山実際寺嗣祖比丘沙門北原伝国叟書

○元禄三年庚午十二月吉日造宮村中建立

宮代 片山八左衛門尉

大宮司 高橋作平大藏種宣

神主 宮崎三左衛門尉藤原宏宣

祢宜 河野権之進越智通長

祝詞主 河野伊左衛門尉越智通之

鍛冶 宮川権兵衛尉平光長

大工 二宮七之允藤原就行

小工 東山助三郎藤原定房

庄屋 清原弥次右衛門尉清原光長

河野権之進越智通長謹書

元禄十二年己卯四月木付城市住松本久口并一村氏人等合力而新奉

造立朱鳥居

一 当社の神領ハ小笠原老岐守様木付御入部の砌被召放によりて村中

として社田所□□て三反四畝余立つ置テ十二名にて順年に祭礼興行

す、尤年中式ノの神事形のことく衰微して多ハ退転の神事あり、右

之社田ハ老岐守様御代より今に至るまで当村中にて年貢を弁償し、

其所務を祭礼供料となす如件

右

宝永七年庚寅十月日

神主 宮崎三左衛門尉藤原宏宣 敬白

伝曰安岐ニ七社ト申ハ 中園 成久 山口 西本  
歳殿 歳大明神 牛頭 劔大明神

上馬場 上馬場 浦下原  
熊野 善神王 賀茂

神主宮崎氏御内殿勤式事

一 御祭礼当日ハ鳥帽子白張ニ而一番ニ御神前御扉ヲ開、御内殿掃除等

イタシ夫ヨリ御殿替相濟神酒御供ヲ載也御祓ヲ勤ル、次ニ御神楽相

濟夫ヨリ祝詞河野氏敬白也、祝詞相勤ル間ハ神前左座ニ而敬白、但

シ夜戸祭モ右之通可想得也

一 詞祝相濟夫ヨリ御供御前配当神主ノ役儀也、猶又二月ハ榊六月ハ吉

祥草十一月ハ花幣尚榊神楽ノ拵屋舞人神楽正木カツラノ手纏(マユ)是皆神

主ノ役也、祝詞主河野氏ハ敬白ノ祝詞斗外ニ神前ニ而役儀ハ無之候

事

上棟札 豊之後州国崎之郡安岐成久村

年大明神社檀壺宇之次第村中建立

享保十二年丁未九月吉祥日

神主 宮崎求馬藤原安貞

祝詞主 河野兵部大夫越智通次

祢宜 河野修理越智通春

大宮司 高橋次郎左衛門尉口次

庄屋 利行喜兵衛尉清原親信

弁指 中野源七尉光久

同 橋伝右衛門尉安次

山之口 清原源之丞義知

大工 富永左衛門

小工 同村 助七

小挽 同村 助八

小倉之城下西田町四丁目 桧皮屋

河村次右衛門

檜皮屋

原田亦八

林田吉兵衛

松浦半七

鈴木太郎兵衛

筆者 利行喜兵衛親信謹書

天下泰平

于時文政十亥

奉再建歲大明神御殿一字

国土安全

六月吉焉

御領主松平河内守源朝臣親良

神主 宮崎小膳藤原清次

祝詞主 河野右膳越智道勝

大宮司 高橋順右衛門

庄司 利行喜兵衛尉重歎

願主 利行重右衛門尉

夫力 氏子中

大工 加徳内匠藤原吉住

全 元藏

山之口 利行茂左衛門

弁指 高橋為右衛門

全 清原寛兵衛

右

天保九年戌十二月神社御奉行衆御指図二而大宮司六郎方江讓渡候事

大宮司 高橋 六郎

右

棟札

寺社方手附

筆者 岐部 建策

## II 近代資料

ここには、安岐郷域の東南部一帯を灌漑する尾払池に関する記録―尾払池由緒書―と大正五（一九一六）年刊行の『朝来村史蹟写真帖』に掲載された古写真の一部を収載した。

『尾払池由緒書』は、池を管理する年行司の間で持ち回りされる記録の一つである。明治四三（一九一〇）年に作成されたもので、竖帳で丁数は一三三丁に及ぶ。その内容は、まず尾払池の歴史が記述され、次いで明治一一（一八七八）年制定の尾払池規則、同二五年制定の規則追加が記されている。この規則制定に伴い、池を管理する年行司という役職が初めて設置されており、これは現在まで継承されている。このような池の管理体制の整備をうけて、本記録では明治一二年以後の一年ごとに池の落水の月日と水位の変動および池に関わる諸行事や工事のことなどが記されている。この単年ごとの記述が本記録の中心であり、昭和三一年度までの記載がある。それ以後は冊子を変えて、同様の体裁で書き継がれ現在に至っている。なお、明治四三年までは中野行重の筆になり、それ以後は歴代の年行司が各々書き継いでいる。

ここでは分量も膨大であることから、尾払池の歴史に関わる部分と単年ごとの記録のうち明治一五年旧八月の年行司交代以前までの記述を抄出した。

『朝来村史蹟写真帖』は総計六四頁の横帳形式の本である。朝来村郷土研究会の編集になり、東国東郡長沖田義信の他、喜田貞吉・天沼俊一・和田千吉・伊東安治の序文を載せる。この写真帖を編集した朝来村郷土研究会がいかなる組織であったのか、ここでは充分に明らかになし得な

いが、喜田貞吉の序文には、「幹事の一人なる河野清實君」とある。河野清實は、『豊後国東半島史』をはじめ多くの編著書を残した、二〇世紀前半の研究者であり、河野が会の中心にあつたことが窺える。

さて、ここには六六葉の古写真―奥付によると写真は西安岐村の小川春吉が撮影した―が載せられており、二〇世紀前半の地域の様子を伝えるものとして重要な書籍といえる。以下では神社と仏像などの文化財、景観を捉えたものを載せた。特に、出土遺物などの文化財については現在確認できないものが多く、貴重な記録といえよう。

一 尾弘池由緒書（抄出）

緒言

夫レ農ハ国ノ本ナリト宜ナル哉、衣食一トシテ農ニ仰ガザルナシ、我瑞  
 徳国ハ土壤肥沃氣候温暖ニシテ最耕耨ニ適スルノ地ナリ、故ニ斯業ニ精  
 勵努力セバ畜ニ個々修身濟家ノ美ヲ發揚スルノミナラズ延イテ国ヲ富マ  
 シ身ヲ強フシ教育其他万般ノ事業ニ活氣ヲ生ゼシムルヤ必セリ、然リト  
 雖トモ水乏シク旱魃ヲ免レザレバ則嘉禾發育スル能ハズ、故ニ水利ヲ興  
 シテ旱害ヲ除キ以テ国家ノ公益ヲ図ルハ実ニ人生ノ要務タルコト言ヲ俣  
 タザルナリ、大添村尾弘池ハ今ヲ去ル実ニ二百五十余年前万治二年大添  
 里正笠置弥兵衛氏大ニ意ヲ水利ニ注ギ乃チ安岐里正片山平兵衛氏ニ謀リ  
 地ヲ茲ニトシ藩ニ請ヒテ此池ヲ鑿ル寛文三年竣功セリ、実ニ藩内唯一ノ  
 大池ト称ス、其水大添・鍋倉・下山口・守江・横城・奈多ノ六ヶ村ニ分  
 注ス灌田約四十町五段、藩主其ノ功ヲ賞シ同年四月両里正ヲ代官ノ邸ニ  
 召シ片山氏ニ新地百五十石ヲ笠置氏二年々米十俵ヲ賜フ、爾後九十余年  
 ヲ経テ寛延三年ニ至リ大添里正笠置弥兵衛・下山口里正安部忠次郎ノ二  
 氏首唱シ外四村ノ里正ト相謀リ藩ニ請ヒテ堤ヲ増シ堀掛ヲ設ケタリ、然  
 レドモ世ノ進運ニ伴ヒ農耕ノ道益々開ケ開墾愈々多シ、是ヲ以テ十有余  
 年ヲ経テ弘化ノ初年ニ至リ水亦乏シ是ニ於テ乎下山口里正安部甚八郎氏  
 大ニ之ヲ憂ヒ外五ヶ村ノ里正ニ謀リテ堀掛工事ヲ起シ相与ニ一致協力シ  
 テ拮据經營其ノ工ヲ竣ヘ更ニ堤ヲ増築シ遂ニ現今ノ水利ヲ得ルニ至レリ、  
 今ヤ穀禾穰々倉庫ニ溢レ衆人熙々繁榮ヲ樂ム者実ニ此池ノ賜ナリ、諸氏  
 ノ功勞亦大ナリト謂フベシ、明治七年石祠ヲ池辺ニ設ケテ水神ヲ奉祀シ  
 又碑ヲ建テテ安部・笠置・片山三氏ノ鴻功ヲ無窮ニ伝フ、然レドモ明瞭

ナル此池ノ記録ナク只古老ノ口碑ニ伝ハル所アルノミ、余偶マ明治四十  
 年村治上ノ事ニ関シ笠置家ノ旧書ヲ緝キ茲ニ明瞭ナル記録ヲ得タリ、余  
 時ニ年行司ノ職ニ在リ乃チ之ヲ池組六区长ニ謀リ笠置・安部両家ノ秘書  
 ヲ参照シテ之ヲ拔書シ併セテ其功勞ヲ永遠ニ表彰シ以テ緒言トナス云爾

明治四十三年十月

大添

中野行重誌

追記 本書ハ尾拂池ニ係ル該年ノ当路者ノ許ニ保存シ置キ後世ニ至ル迄  
 重要ノ件ハ年々其事項ヲ記載スルモノトス

尾弘池ノ義ハ寛文三卯年ノ築立ニシテ土地ハ大添村分、全年池成田引方  
 左ノ通り

字尾弘

一 下々田 壹段八畝壹步半

大添十助

字尾弘

一 下々田 六畝拾步半

同人

字尾弘

一 下々田 拾八步半

同人

字尾弘

一 下々田 三畝八步半

大添治右衛門

一 下々田 式段拾步

同人

字尾弘

一 下々田 壹段式畝拾步半

弥平

一 下々田 壹段式畝拾步半

弥平

一 字尾弘

弥平

一 下々田 貳畝拾三步半 同人

字尾私 一 下々田 壹段八畝拾歩 同人

字尾私 一 下々田 七畝拾七歩 伊右衛門

一 下々田 壹段三畝 同人

一 下々田 壹段三畝 同人

畝 壹町貳畝拾歩

高 九石貳斗壹升

一 東土手 長四拾七間三合 高三間半 此坪千六百五拾五坪半

此夫仕辻 壹万五百八十八人 平均壹升五才

此救扶麦 百拾壹石壹斗壹升七合

内訳 大麦 六拾七石八斗壹升七合

大唐米 四拾叁石叁斗五升九合

一 南土手 長拾壹間七合 高參間半 此坪四拾坪九合半

此夫仕辻 參百貳拾七人 平均壹升五才

此救扶麦 參石四斗參升九合八勺

一 北土手 長拾壹間參合 高參間半 此坪四拾參坪五歩

此夫仕辻 三百四十四人 平均一升五才

此救扶麦 參石六斗壹升貳合

寛文三年卯四月十一日 大添庄屋 弥兵衛

右池床引方此外溝成引方田畑共少々有之、右池成ハ前年檢地帳前ノ本行引方相分リ地代金銀札壹貫參拾目當時池尻へ下々田貳段參畝貳拾參歩半有之候へドモ、此坪御檢地ニ無之寛保頃ノ名前ヨリ有之池出来後ハ別ニ引水致シ申サズ、樋尻凡ソ八拾間位ノ處へ五寸ノ竹笥二本据へ池水ヲ落

ス毎ニ通ハセ養フ様申談シ池組合ノ夫役一切關係御座ナク候

一 築立ノ當時御出役并ニ引受ノ者左ノ通り

御代官 大河内五太夫様

御足輕 田中吉右衛門様

御監役 安岐大庄屋 片山平兵衛様

引受 大添庄屋 笠置弥兵衛様

賄方 鍋倉惣左衛門 姓渡邊

御宿 大添新兵衛 姓中野

右之面々其外数多ノ手伝夫、横三間長サ五間ノ小屋住居ニテ御国夫ヲ以テ卯ノ正月廿一日ヨリ御普請ノ事ニ御座候

一 寛延三年午年春大添下山口堀割普請致シ候、尤モ其レ迄<sup>(マ)</sup>ハ堀貫ニテ石樋ナド据へ有リシモノノ如ク當時尚石樋ノ形チ存シ居リ候

一 大添村庄屋弥右衛門方并ニ痢病相煩ヒ申候ニ付引受相成ラズ、下山口庄屋忠次郎引受長六間横三間ノ小屋住居ニテ午ノ七月廿一日ヨリ

八月三日迄御普請相濟申候、此度出役ノ御名前并ニ引受ノ者へ大麥被下置候

御代官 元田甚右衛門殿

郷足輕 川嶋勘兵衛殿

大庄屋 安岐八右衛門殿

手代 中園多右衛門様

下山口 庄屋忠次郎 弁差甚九郎  
弁差勘兵衛 小屋詰兵衛

全四未年大添村万事引受三月十五日ヨリ廿六日迄夫仕御出役

御代官 河野治右衛門様

郷足輕 内林清七様

大庄屋 安岐八右衛門様

手代 成久茂右衛門様

吉松治助

御普請相濟引受ノ者へ大唐米被下候

大唐米式斗 大添庄屋 弥右衛門

全 七升 同村弁差 九兵衛

全 七升 同村 全 伴右衛門

全 七升 同村 全 諸助

全 壹斗 同村御宿 十右門

全 壹斗三升 同村賄方 権右門

全 壹斗 同村下宿 金助

全 七升 同村 久助

大唐米式斗 下山口庄屋忠次郎

全 七升 同村弁差 甚九郎

全 七升 同村 全 勘兵衛

全 七升 同村賄方 孫右門

全 式斗 同村手代 茂右門

全 式斗 同村 全 治助

右之通りニ被下候

長五十間

一 此普請地山 横十間 此坪式千式百八拾坪  
深四間

此夫老万千九百式拾七人 平均一升七才

此扶持麦百式拾石壹斗五升

寛延四年未四月四日 下山口庄屋 忠次郎

右之外段々修覆等并ニ申極ノ事左ノ通り

一 樋据へ方ハ三方ニ水掛リ六ヶ村ニテ修覆ノ節ハ出夫出張寄合ニテ仕

リ樋穴ハ往古ヨリ四寸樋守ハ大添ニ一人相立テ池組六ヶ村ヨリ給米

四斗宛年々相渡シ来リ候処、検査ノ節度々樋穴太ク相成樋守ハ抜キ

差シノ節遍頗ノ所置出旁不締リト相成リ捨置難キ段申上候処、文政

十亥年御代官加藤治右衛門様根付改メノ為メ御廻村ニ相成リ横城御

宿泊ノ節年番塩屋寿八郎立会ヒ横城鹿蔵へ申談シ、池組中御召寄色々

御評議ノ上本土手掛リ少々其ノ上水勢強キ故樋穴ヲ五分細メ致スベ

クト被仰付樋守三方ニ相立テ受持入違へ抜キ差シノ節ハ共ニ立会ヒ

廉直ニ取計ヒ候様被仰付、是迄<sup>（今）</sup>テハ一人ニテ給米四斗ノ処此度改メ

テ一人ニ付式斗五升宛相渡ス様被仰付、樋穴ハ本土手三寸五分南北

土手四寸ニ改正相成候

一 米七斗五升 樋守三人渡

一 本土手 米壹斗六升壹合 八升七合 守江 七升四合 鍋倉

一 南土手 米式斗九升六合 壹斗壹升八合 横城 壹斗七升八合 奈多

一 北土手 米式斗九升參合 壹斗四升八合 大添 壹斗四升五合 下山口

右之通り相定メ万事加藤治右衛門様御聞取り置キニテ規定相改メ来リ候  
処、何時トナク相流レ本土手ヨリハ懸ケ合モナク大切ノ水不始末ニ相成

リ銘々勝手ニ抜キ差シ可致トノ申条ニテ近年受持ノ樋守ト相成リ給米ノ



取遣リモ仕ラズ本土手ノ方ハ樋守モ無之守江・鍋倉各自ニ抜キ差シ仕リ  
一入自儘ノ事ニ相成候

一 本土手へ透水仕候ニ付御願申上ゲ天保十四卯九月前築キ仕候、御代  
官井田寿右衛門様御出役住居ニテ御普請相濟候、尤モ小屋掛ケハ外  
村々ヨリ取計ヒ賄道具一切守江・鍋倉ヨリ差出シ万事守江和右衛門  
差配ニテ相濟候後、前築石工賃并ニ入用割方樋守給米定メ相当ニモ  
可有之ト是ニ割方可仕候段申談ノ上割方仕候、守江村ヨリ普請中賄  
夫多分出過ギニ付平均可仕ニ付、此後何方ニ普請ノ節外村々ヨリ出  
掛可申ニ付此儘押移リ呉レ度旨申談候へ共、多少ニモ拘ハラズ平均  
取引可仕此度出銀相濟シ可然段和右門被申候ニ付、右入用丈割合ヲ  
以テ平均老人老勿宛不足賃銀札守江村へ遣ハシ申ハ此節諸帳一切和  
右門引受ケニ御座候

下山口安部甚八郎經營堀懸由緒略記

一 杵築領内ニ第一ノ大池ニ御座候処、往古ヨリ年々水溜リ兼ネ池下村  
々老人共申伝ヘニハ人生一代ニ満水スルハ二度位ノ事ニ御座候ト申  
来リ、此池へ六・七合溜リ候事モ稀ナル事ニテ年々依リテハ二・三  
合位ニテ平均五・六合内外ニテ何分池下六ヶ村度々ノ干損甚以テ煩  
ハシキ次第ニテ毎々池下村々へ不少御検見有之、御損米不尠候ニ付  
下山口庄屋忠八郎思ヒ立チニテ何卒年々満水スル様仕度其仕方相積  
リ堀掛ヲ致ス思ヒ付ニテ數度罷出地理見積リ堀掛ケ致シ年々十分満  
水ニ相成候仕法御座候ニ付池組庄屋中へ甚八郎ヨリ申候、此池ハ御  
領分隨一之大池ニテ六ヶ村ニ掛リ候処、先年ヨリ水溜リ兼ネ年々ヨ  
リテハ池二三・四合位ノ水ヲ以テ池下田地ヲ養ヒ候様ノ年モ有之、  
何分六ヶ村度々干損不少御検見度々ノ事ニテ池下ノ者大難儀致シ御

上ニテモ不尠御損米相立候間何卒年々満水ニ候様ノ工夫ハ御座アル  
マジクヤト數年相考へ候処堀掛ケヲ致シテ水取り候ハゞ年々満水ニ  
可相成ト思ヒ付候間六ヶ村一致ニ相成堀掛ケヲ致度段相談仕候処、  
池組庄屋中申候ハ其元咄ノ通り水取り候ハゞ宜敷事ニ候間先年ヨリ  
堀リテ置ソフナ事ニ候、然ル処弥トレ候様ニ相見へ候儀ト申スニ付、  
甚八郎申候ハ拙者考へノ処ハ積リ通りニ堀掛ケ出来候ハゞ年々満水  
ニ可相成ト考へ候間御苦勞ナガラ見積リヲ可被下ト池組ノ庄屋中へ  
申候処、兎角手スキモ少ク依テ見積リニモ罷リ出デズ其儘ニ推シ移  
リ居リ候処、夫レヨリ年々長日照リ多キニ付毎年ノ干損不少甚ダ以  
テ煩ハシキ事ニ付池組老分ノ庄屋へ甚八郎ヨリ申候ハ何卒堀掛ケ致  
シ度候間場所ヲ立合ヒ篤クト早々見積リ候上取り掛リ堀申度段相談  
致シ候へ共、折々多用旁何ヤラ兎角見積リモ致サズ彼是ト延引ニ相  
成居リ候内又々大長日照リ御座候池掛リ六ヶ村へ白干ニ相成候、  
田坪殊ノ外ヨケイ出来アマリ煩ハシクタイガタク御座候ニ付度々甚  
八郎池床へ罷リ出地理ヲ見立水トレ候処ヲ見積リ仕リ堀掛ケ致シ度  
場所毎ヲ図面ニ相認メ弘化ニ已夏御代官川島安右衛門殿へ申出候処、  
御代官ヨリ是ハ宜敷思ヒ付ニ候此度上ヨリ仰出候ハ何事ニテモ御家  
ノ御為メ筋ニ相成候事ハ無遠慮申出候様被仰出候、且又近來新池致  
度願書數々出候処随分新池モ様子ニ依リ御免ニモ可相成候へ共、夫  
ヨリハ昔ヨリ在來ノ池土手上ゲ得出来池ハ土手上ゲ致シ堀掛致候テ  
貯水ノ方法可致旨御書出候間、早速此段御都奉行へ可申上ト被仰  
聞候処、其二日後弘化三年六月十八日年番守江和右衛門方へ庄屋中  
打寄御座候、当日御代官川島安右衛門様ヨリ御状ヲ以テ被仰付候其  
御文ハ左ノ通り

尾弘池ノ儀ハ是迄満水ト申スハ人生一代ニ兩度位ノ事ニテ度々干

損卜聞及候処、下山口甚八郎ヨリ申出候ハ堀掛ヲ致シ候得者随分  
水ノ取方可有之年々満水ニ可相成仕方可有之段申出候ニ付、至極  
宜敷心付ノ事ニ付早速御郡所殿へ申上候処今迄毎々ノ早損有之池  
掛リ難渋ノ処堀掛致シ水取ル様ノ工夫思ヒ付略図ヲ以テ申出候段  
無比上宜敷事ニ候間一兩日ノ内池組庄屋中不残尾払へ罷出見積リ  
方致シ夫積致シ可申出旨被仰付候間、早速一兩日ノ内各池床へ罷  
出夫積致シ可申出候以上

弘化四年六月十八日

川島安右衛門

尾払池組庄屋中へ

夫々名当テ

右ノ通り弘化四年午六月十八日御代官ヨリ急飛ヲ以テ仰出サレ候ニ付、  
早速六月廿日左ノ面々尾払へ出役致候

姓手島 大添鹿蔵

姓河野 守江和右衛門

姓安倍 下山口甚八郎

姓手島 横城嘉右衛門

姓佐藤 奈多又兵衛

姓佐藤 野辺周助

姓笠置 大添顕策

右之面々尾払へ罷出見積リ致シ夫積リ方書付六ヶ村庄屋中連名ニテ差出  
シ申候

一 弘化三年午六月廿一日下山口甚八郎へ堀掛ケ係リ被仰付世話致シ成  
就為致候様被仰付候

一 弘化三年午七月八日尾払本土手西脇ノ平ニ今日始メテ出夫八十三人

六ヶ村ヨリ罷出堀掛致候、長サ式百六拾五間堀リ申候

一 弘化四年未ノ年横城弁天平堀掛夫六百人御免御領分ニ池ハ数多有之  
候へ共堀掛ケニ御救麦被下候ノ御例御座ナク処、尾払ハ至リテ大遍  
ノ夫仕ニ付格別ノ御慈悲ニ依リ御救麦六石被下候、此度六百間出来  
申候

一 今年八月大添丸尾谷ノ辻長サ七十間深サ四間半余ノ堀割ヨリ致シ堀  
掛致候、此月廿八日ヨリ堀掛リ申候此堀割手間夫千人ニ積リ候処、  
五百人余使ヒ候処大遍ノ儀ニ付中国田堀嘉吉ナル者参リ居リ候ニ付  
銀札七百目（七拾文定ノ銀札也）ニテ請負堀割出来致候、其ノサキ  
ヲ六ヶ村ヨリ出夫ニテ割付ケニテ堀リ申候

一 嘉永三戌五月北土手へ疾相見エ段々取繕ヒ候処、全年秋大風ノ為メ  
氣遣ヒナガラ亥年ハ其ノ儘ニ押移リ全五年ノ春樋替相願ヒ夫積千五  
百九十二人ノ処樋据へ堀貫ニ此度再ビ願ヒ差出シ候処、御聞届ニ相  
成リ八坂山中ノ者へ積方仕ラセ受前五百四十目ニテ請負賃銀トシテ  
大麦九石被下置候

一 正夫千三十三人 夫遣辻一人ニ付大麦式升八合宛

内 四百三十八人 手永夫

五百九十二人 池組六ヶ村夫

三十七人 守江 三十二人 鍋倉 百六人 奈多

四十四人 横城 百四十一人 大添 百九十二人 下山口

右普請中出夫差出并ニ樋木拵方扶持持出シ入レ一切大添庄屋顕策引受ケ、  
小屋掛時ノ雑用ハ下山口甚八郎引受ケ、夫仕ハ寄合ノ節ヨリ守江和右衛  
門奈多村兼帯中兩村持ノ処普請中三度毛難出ニ付村々役人ハ一人宛日々  
相詰メ下山口宿元受方不参多ク顕策普請中三十二日間相詰メ二月十九日  
ヨリ取懸リ三月八日相片付、右入用ハ下山口甚八郎取計分割方申談候

処、本土手方は迄僅カノ水懸リニ付是迄ノ割方ニテハ不同意ト和右衛門申サレ割賦出来ズ、全年十二月十三日年番篠原嘉助方ニテ目録打寄リノ節和右衛門・周助・嘉右衛門・甚八郎・顕策・謙造立会申談ノ上割方左ノ通り

定金六拾目

本土手	拾匁	四分	守江	六分	鍋倉
南土手	貳拾五匁	三分ノ一	横城	三分ノ二	奈多
北土手	貳拾五匁	五分	大添	五分	下山口

右当リヲ以テ割付取立相濟ミ爾来何方へ普請ノ節モ此定金ニ割賦スル様申談相成候

- 一 北土手樋据へ方は迄他ヨリ貳尺余リ高ク御座候処幸ヒ此度低ク致度ト甚八郎ノ考へニテ三尺余リ低ク据へ裏溝ヲ下ゲ申度ト長サ三百四十間夫積辻五百人ニ相成リ池組連印ヲ以テ御上ニ御願ヒ申候処、早速御聞届大麥五石尅斗被下置下山口・大添ヨリ出夫堀方仕候処、追々ヨリ外村ニ無申談自儘ノ取計ナル段甚八郎方へ照会ノ処全人ノ一存ニテ不行届ニ候間樋据へ直シ可申トノ書付呉レナド奈多村へ遣ハシ候、旁益々不都合ニテ議論トモ成ル可ク何分難捨置ニ付翌丑六月廿四日奈多村平右衛門方へ庄屋并ニ村方惣代寄合評論ノ上外ニ樋前ヲ埋メ候様評決相成、奈多村ヨリ下荅番ノ穴ニ板打付申候、此ノ処ヨリ一尺三寸五分上ニ三寸八分ノ角穴ヲ穿チ申候、南土手ト本土手ガ亀腹ヲ抜グ時ニ北土手ハ右ノ角ゴマヲ抜グコトト相成申候
- 一 嘉永五子年北土手樋尻堀貫ヲ仕度御願申上ゲ御免ニ相成候ニ付、銀札五百四拾目ニテ八坂山中ノ者へ請負ハセ出来仕候
- 一 嘉永六丑ノ八月左ノ通り下山口甚八郎尾払土手上ケ普請思立ノ訳ヲ左ニ記ス

各庄屋中へ申談ノ処右堀掛出来後八年々満水ニテ池組六ヶ村ニ畑返新開等年々相増シ田地ノ価値モ高マリ候へ共、又々水ニ不足ヲ生ジ候ニ付土手上ゲ普請仕度ト池組六ヶ村庄屋一村ヨリ惣代一人宛召連レ会合致申談ノ上夫積リ八千三十六人願書差出申候処、願意尤ナルモ何分御上ニテ御物入ノ御時合ニテ御免ニ不相成其儘ニ押移リ申候

- 一 嘉永七年寅ノ年守江村ヨリ鍋倉谷尻へ大造ノ新溝ヲ拵へ水取り申候処他四村ノ人氣ヲ損シ度々紛議ノ后全年六月十九日御代官ヨリ御廻状ヲ以テ被仰付候御書付左ノ通り

尾払池ノ義守江・鍋倉兩村ト異論ノ儀有之、双方取調候処議論勝ニテ一定相成ラズ評議ノ上左ノ通り及差図候

尾払池水是迄不足勝之儀ニ付追テ土手上ゲ出来迄守江村新井手へ池水引キ申間敷、尤モ鍋倉谷へ引キ下ゲ候儀ハ可為先規ノ通り、尚又大添川水鍋倉差支不相成様西平新井手へ引キ候儀是迄ノ通り可相心得候

右之通申聞候間双方無異論相守可申候、尚又以来無腹臆申談池水諦方可致候

寅六月

御郡所

- 右書付ハ六月十九日友成孫治殿ヨリ御渡シニ相成村々順達写取、御本書ハ横木嘉右衛門方へ預ケアリ候
  - 一 慶応三卯八月前文ノ意ヲ以テ再願仕候処御聞届ニ相成、全月九日安部甚八郎・笠置顕策へ普請掛被仰付候、小屋住居ニ致シ横式間長六間半ニ致候
- 林為助殿へ夫仕被仰付御出役相談夫仕致候

一 村々下役人昼支度小屋ニテ取計申候

一 此時下役人ハ下山口山ノ口忠次郎・弁差儀助・横城山ノ口力蔵・弁

差奎助・奈多弁差平右衛門・忠右衛門・半助・山ノ口新之丞・鍋倉

山ノ口弁差正平・守江山ノ口儀兵衛・弁差儀右衛門・全茂平・大添

山ノ口長八・弁差和兵衛・源助

一 賄方役人守江茂作・大添仙右衛門・下山口六右衛門・横城富士蔵・

奈多森蔵・鍋倉喜市、此内ニテ風呂番町行諸道具迄一切取計世話致

候

一 村々ノ合印人夫笠其他着類等六色ニ致候

(青) 下山口

(黄) 横城

(赤) 大添

(白) 奈多

(黒) 鍋倉

(青黄) 守江

一 此度願書御免前夫仕辻左ノ通り

人夫辻六千六百三十三人

内 式千人

手永夫

四千六百三十三人

池下ヨリ用水夫夫其外池組村々ヨリ出

右普請ハ卯ノ八月九日色々手筈ニ取掛リ直様夫仕十月二日迄ニ本土手前

築土手上ゲ三尺出来、御郡奉行三浦多一郎様・村上藤右衛門様・御代官

平野喜右衛門様御出役相成候

一 慶応四年辰ノ春土手上左ノ通り

本土手裏巻四月廿三日着手全閣四月九日迄相濟此人夫

総辻式千九拾人

但無扶持ニ御座候

一 明治二年巳ノ三月廿五日本土手裏巻ニ取掛リ五月十日迄ニ都合克ク

出来仕候

此度夫仕辻式千五百四拾五人内千五百人ハ老升ツ、御救麦被下候

一 明治三年九月廿五日東土手々入ニ着手、十月三日成功仕候

此夫辻式百八拾七人 但無扶持

一 明治四年未ノ春二月六日本土手土手上ゲ着手、二月廿二日迄首尾能

ク出来仕リ以前ノ三倍ノ水溜ル様相成池下惣方大ニ安心仕候

此度夫仕辻式千三百五十七人半 但無扶持

一 明治七年池組中協議ノ上、阿部甚八郎吉道氏并ニ發起人片山平兵衛

・笠置弥兵衛三氏ノ功勞ヲ表彰スル為メ石碑及ビ石祠ヲ六ヶ村ヨリ

建設ス、其ノ碑文及ビ石祠ノ名文ハ左ノ通り

碑文

普請掛

下山口村庄屋

尾弘池満水一代ニ二度位之処同人思付

安倍甚八郎吉道

弘化二乙巳年々致堀掛年々満水相成夫

同人士手揚思立明治五壬申春元ト之

池四増倍余相成

名文

安岐大庄屋

片山平兵衛

大添村庄屋

笠置弥兵衛

万治二年己亥尾弘池発基

右池下六ヶ村建之

一 爾后阿部氏老衰ノ為メ以前ノ如ク熱心ニ該池ノ諸事ニ斡旋スル能ハ

ズヨリ堀掛ノ浚渫等怠リ明治十年ノ早損ヨリ翌十一年六ヶ村協議ノ

上池年行司ヲ置キ諸事ヲ掌ルコトニ決セリ

一 年行司ハ当年始メテ設ケタルニ依リ抽籤ヲ以テ定メ大添村へ当撰ニ

相成リ此時評議ノ上左ノ条々ヲ議定ス

尾払池規則

第一条 池土手透水場所氣ヲ付ケ透水有之候節者五ヶ村へ早速可申出事

第二条 堀掛溝損シ所并ニ洗切出来有之候節早々可申出事

第三条 年行事無届勝手ニ水引出候者有之候節者吟味上急度厳可申付事

第四条 火水ニ及飲水苗代水等ニ迫リ自由ニ致乱引候者有之候村ニハ其

村内丈水一廻リ後送り可致候事

第五条 池堀掛等ニ付協議有之候節者時間ヲ限り触出候故其時間へ急度

御揃可被成、猶亦五ヶ村事故触出ノ時間ヨリ一時間容免可仕候、

若シ一時間過御出頭ノ御方二者一人前拾五錢宛罰金ト相定メ候

事、此罰金集金致上ハ必ズ池入費仕事

第六条 池年行事受執渡ノ義者八月社日相定メ申候事

第七条 池年行事為給料歳七拾五錢ノ処ニ相定メ申候事

第八条 前文ノ規則ニ相違之勤方致候上者給料御返シ可申事

第九条 若シ御相談不行届ノ御方御座候トモ御懸念無之様敢テ故障申間

敷候事

右ノ規則各様急度可相守事

前頭ノ通り為不規則立是迄ノ通り致置候テハ早魃打続候節者正ニ餓死ス

ル事眼ニ在リ故此度規則相定候事

明治十一年八月廿六日

大添村 高橋齋吉

規則追加  
溜池年行司相定メ左ノ権限ノ事ヲ負担スベシ

第一条 老々月三四回見廻溜池土手透水有之又ハ樋失并堀掛土手洗切

等有之節ハ組合村報告スベシ

第三条 旱水及飲水苗代水灌養等ノ節ニ限り年行司ニ届出式ヲ得年行

司時間ヲ限り各村ニ報告スベシ

第四条 年行司ニ無届又ハ勝手池水引出候村有之節ハ詮議ノ上其村丈

ケ水耆回差押ノ事

第五条 溜池土手三ヶ所并堀掛等修繕ニ付集会ノ節時間御触出三十分

間猶予スベシ

第六条 第五条ニ掲ゲタル出頭時間ヲ後ル者ハ金拾五錢遅刻金ト相

定メ集金ノ上ハ協議ヲ以テ会費トスベシ

第七条 年行司給額毎年金七拾五錢ト相定メ秋季交代ノ節翌年当撰者

ニ相渡スベシ、但シ土手堀掛等修繕三日以上出頭ニ限り一日

金拾五錢ヲ給スベシ

第八条 年行司第二条ノ負担行届兼候節ハ第七条ノ給額返金ノ卯上退

者スベシ

第九条 三土手共修繕出夫并諸費五割ノ事

第十条 敷樋換出夫諸費右全上

第十一条 立樋換諸費其土手限り負担スベシ

第十二条 三方樋換ノ義下樋ニ於テハ六尺以上七尺廻リ迄ノ古木ヲ以テ

一同改正スベシ

第十三条 三方共樋換ノ義ハ其土手限り決定スベシ、但シ年行司ノ式ヲ

得ル

第十四条 上樋木五尺五寸以上六尺五寸廻迄ノ古木ニ限ル、但シ本土手

ノ義ハ五尺以上六尺廻リ迄用ヒ差支ナシ

右之条々総則追加決定候事

明治廿五年八月十四日

明治十二年旧五月四日池水滴水成

旧五月四日ヨリ来ル十九日迄此水ノ減ジ方六寸七分

同十九日五ヶ村申談上鍋倉村横城村ニ抜ギ

同二十日六時迄抜ギ此水ノ減ジ方一寸三分

三ヶ村ニ抜ゲバ一寸九分五厘也

四月廿三日迄差シ水減ジ方二寸五分

同日ヨリ抜ギ二日二夜三本抜ギ此水ノ減ジ方九寸五分

廿五日午前六時ニ差シ同日ヨリ旧六月五日迄差シ此水減ジ方二寸五分

同日ヨリ二日二夜三本抜ギ此水ノ切レ方壹尺二寸五分

六月八日ノ三尺五寸也但し水ノ切レ方也

六月十一日ヨリ抜ギ十三日迄十六日ヨリ十八日迄抜ギ廿二日ヨリ廿六日ノ朝迄六ヶ村ノ三十九日也

旧六月廿八日ヨリ抜ギ七月二日ニ差シ此ノ抜ギガ四日

七月六日抜ギ九日迄日間抜ギ

七月十六日抜ギ日間抜ギ七月廿八日抜ギ四日抜ギ

明治十二年五月廿日ヨリ八月二日マデ

ノ七十五日夜昼合セテ百五十日

尾弘池年行事山口村前

大添村高橋才吉

明治十三年相勤申候也

大添村 高橋才吉

然ル処十四年ノ夏尾弘池九合位ノ水旧六月十八日ヨリ十九日迄二日間水

減リ壹尺貳寸五分、其後六月廿八・九・三十日迄三日間此水下リ壹尺八

寸、其後七月七日ヨリ十日迄四日間此ノ水下リ貳尺貳寸、七月十三日ヨ

リ十六日迄四日間此水下リ貳尺四寸、其後七月廿五日ヨリ廿八日迄四日

間此水下リ少ナクト雖此イワク前十三日ヨリ十六日迄ノ時水ヲ貸付ケ廿

八日夜早ク押候故也、此内七月十七日ヨリ十八迄雨降りニ付水五寸溜リ

候也

閏旧八月二日ノ朝ヨリ五日迄四日間落シ此水下リ貳尺六寸

旧七月九日ヨリ十二日迄四日間落シ水下リ二尺八寸

旧七月十七日ヨリ同廿日迄四日間落シ水下リ三尺一寸

水落日數惣計昼夜廿九日

附タリ苗代水ハ此外ナリ

右ノ通り尾弘池水毎日見廻リ且又樋抜ギ差シノ節ハ立会念入落方仕リ候

処、閏八月初旬大雨永降ニ付壹尺七寸斗水溜リ、同十八日池組六ヶ村樋

守水分其外伍長殿御立会ニテ池年行司渡シノ節送水壹合五勺ノ見積本土

手握エ出シ

一明治十二年夏、奈多村へ二日二夜間水賃ヲ以テ池組伍長殿ノ会合ノ節

御評議ニ付、尾弘池入用ノ節夫役三拾人差出ス約定相成候得共、今日

迄入用無用ニ付其儘ニ相成以後、右池入夫ノ節ハ奈多村へ御当テ付ケ

可被成候此段書送候也

守江村ヨリ依頼ニ付大添村高橋濟吉、尾弘池年行司相務候事

明治十四年旧八月二十日

年行司 高橋濟吉

明治十五年度年行事奈多村引受ノ処、依頼ニ付大添村高橋才吉年行事致

候

旧四月廿一日

一七嶋田水トシテ一日宛 大添村・鍋倉村・下山口村

此水減リ壹寸八分切レ右三ヶ村同様ノ事

旧五月十七・十八日

一三方二日二夜落シ候尤モ水下リ八寸五分

内鍋倉ハ双方並ヨリ壹日前即チ十七日ノ朝樋ヲ差シ候

旧六月十四日ヨリ十五日ノ朝ニ差シ 大添村

旧十四日ヨリ十五日朝迄 鍋倉村

旧十四日ヨリ十六日朝迄 奈多村 横城村

旧六月十五日ヨリ十七日朝迄 下山口村

但シ惣方水切レ壹尺三寸五分

六月廿七日ヨリ三日抜ギ

但シ水下リ壹尺七寸

七月六ヨリ三日抜ギ

但シ水下リ壹尺九寸

明治十五年旧五月八日ニ満水ニ相成候

一尾弘池ニ儀ハ元来天水ノ場処ニ於テ流込無之故数々ノ堀懸ヲ設ケ候ヘ

ドモ壹向手入不在ニ付此度堀掛サラヘ仕候

本土手ノ方

一堀懸四百四拾間 此夫人拾七名

字弁天平ノ方

一堀懸貳百七拾間 此夫人拾壹名

字長見山ノ方

一堀懸参百参拾間 此夫人拾貳人

字岩ノ本ノ方

一堀懸百八拾間 此夫人七名

横城村字琵琶引

一堀懸五百間 此夫人貳拾八名

字丸尾

一堀懸百四拾間

此夫人四名

字同所

一堀懸百四拾間

此夫人四名

総計八拾参名出夫

明治十三年度ニ於テ八月廿一日・廿二日ノ両日奈多村水ヲ貸置候處ヲ夫  
人參拾人ト定メ此節堀懸サラエ二十五年度旧二月廿五日奈多村ヨリ参拾  
名出夫仕候也

六ヶ村出夫割

大添村ヨリ

拾貳名

守江鍋倉合村ヨリ

拾貳名

下山口村ヨリ

奈多横城合村ヨリ

拾貳名

右者堀懸ケサラエノ人夫

(以下略)



写真 14 山神社（芭蕉宮）旧景



写真 16 下矢川山神社旧景

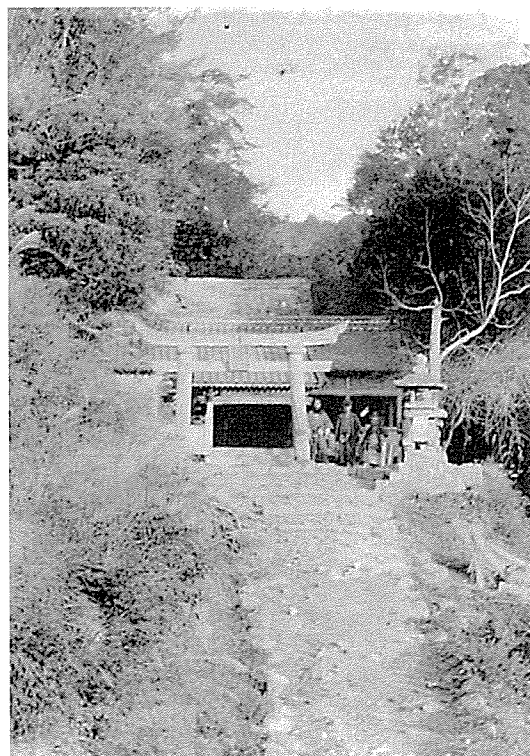


写真 15 中ノ川山神社旧景





写真 18 油原山神社旧景

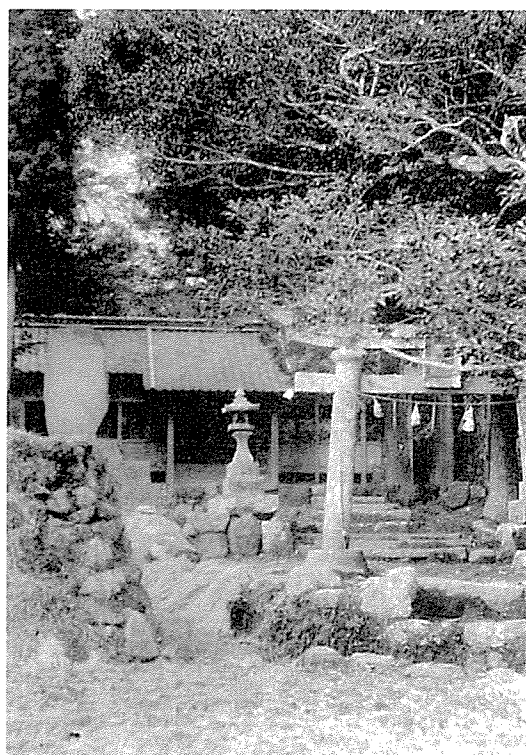


写真 17 上矢川山神社旧景

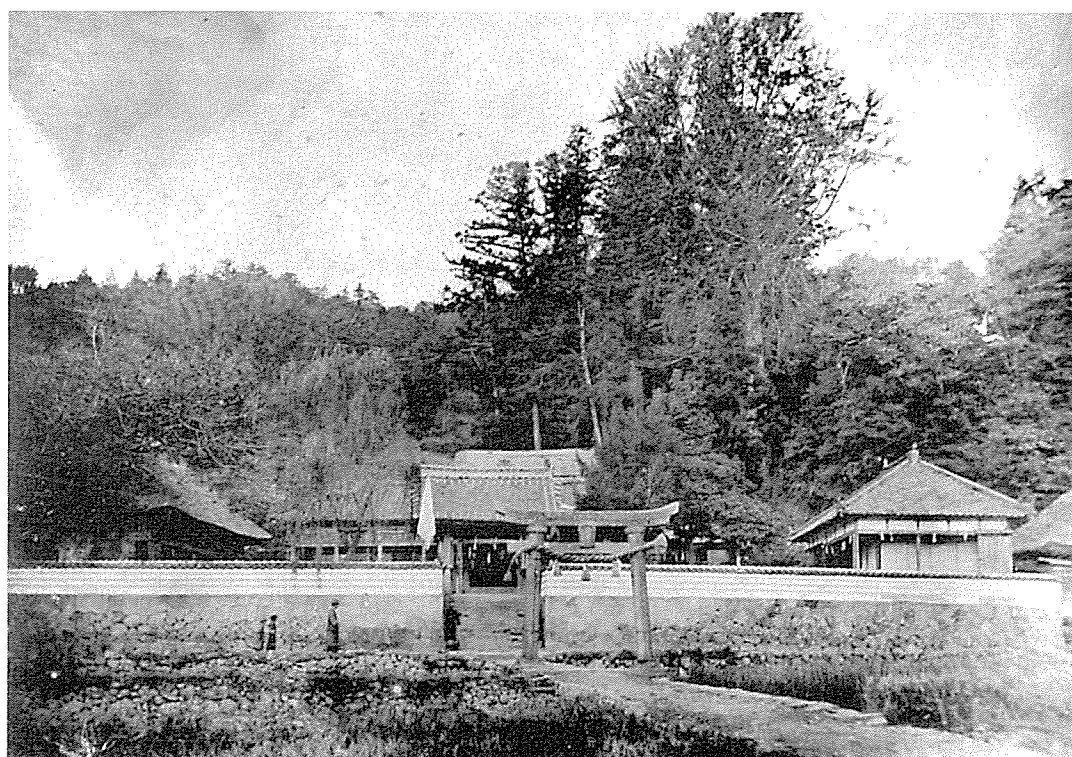


写真 19 弁分八坂社旧景

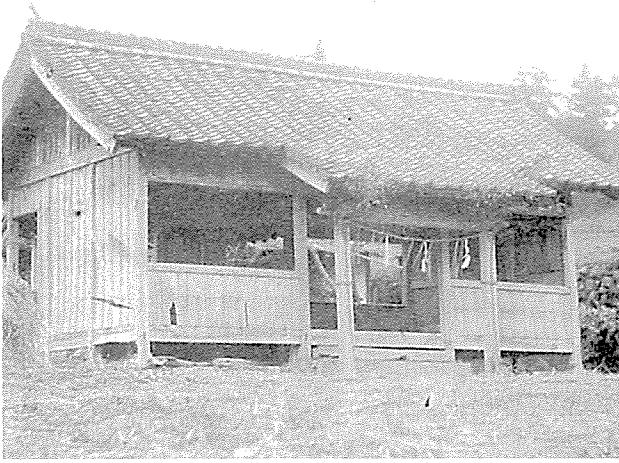


写真 21 吉田社旧景

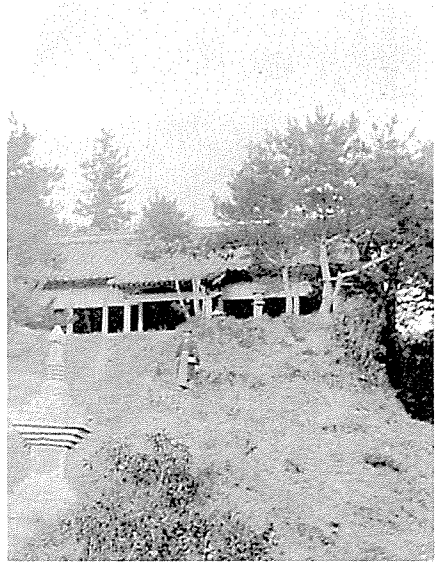


写真 20 生目社旧景



写真 22 久末歳神社旧景



写真 24 龍頭社旧景

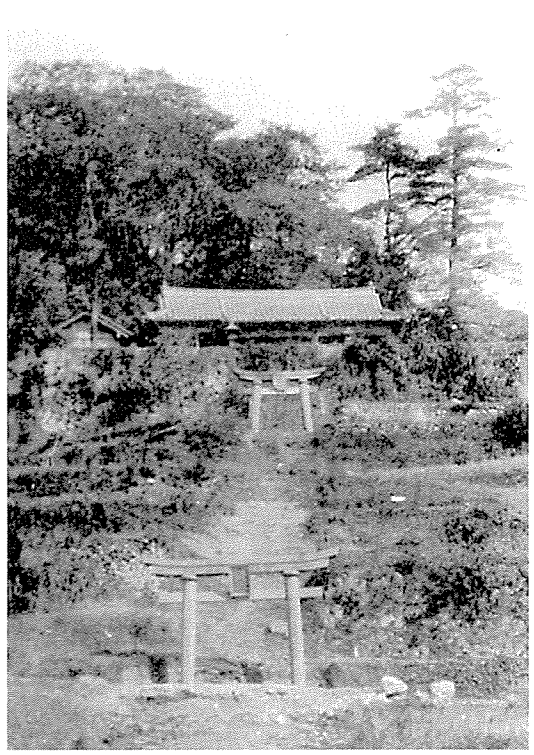


写真 23 小俣山神社旧景



写真 25 小俣日吉社旧景



写真 26 扇神社旧景



写真 27 中畑日吉社旧景



写真 28 諸田山神社旧景



写真 29 市ノ尾日吉社旧景



写真 30 玉林寺旧景



写真 31 宝寿院旧景



写真 32 西白寺旧景



写真 33 護聖寺旧景



写真 34 報恩寺旧景

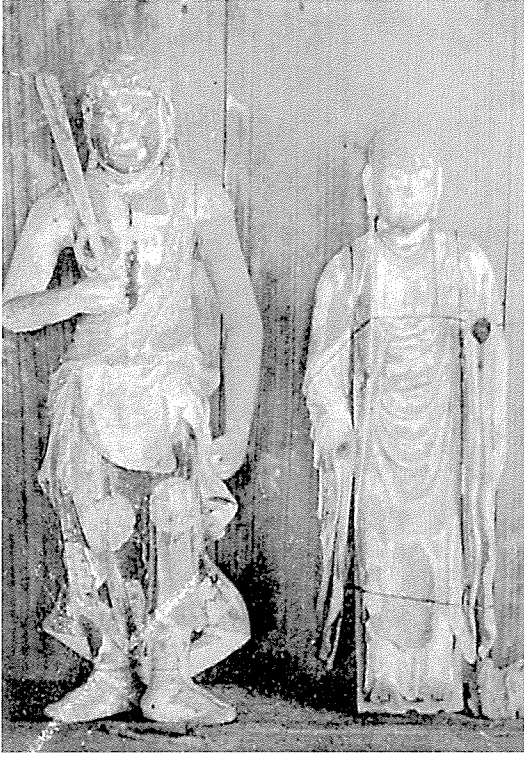


写真 36 小俣金剛院の仏像

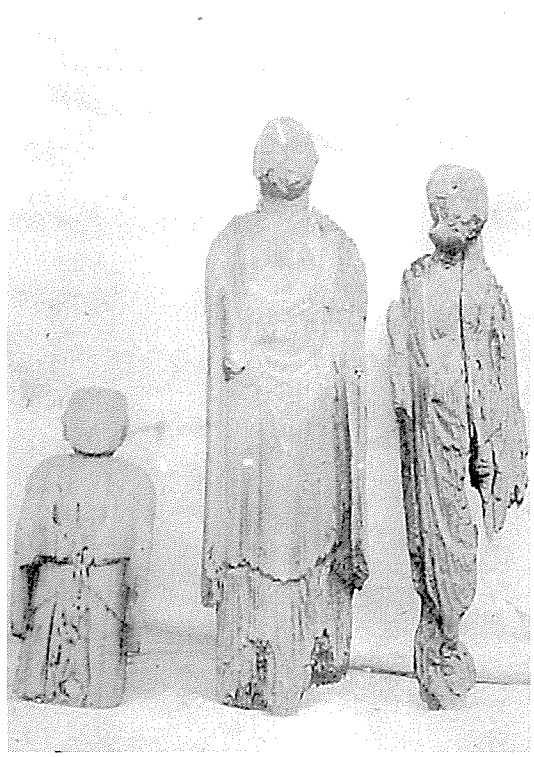


写真 35 護聖寺の仏像（現在は焼失）



写真 37 扇平のシン垣（現油原地区）



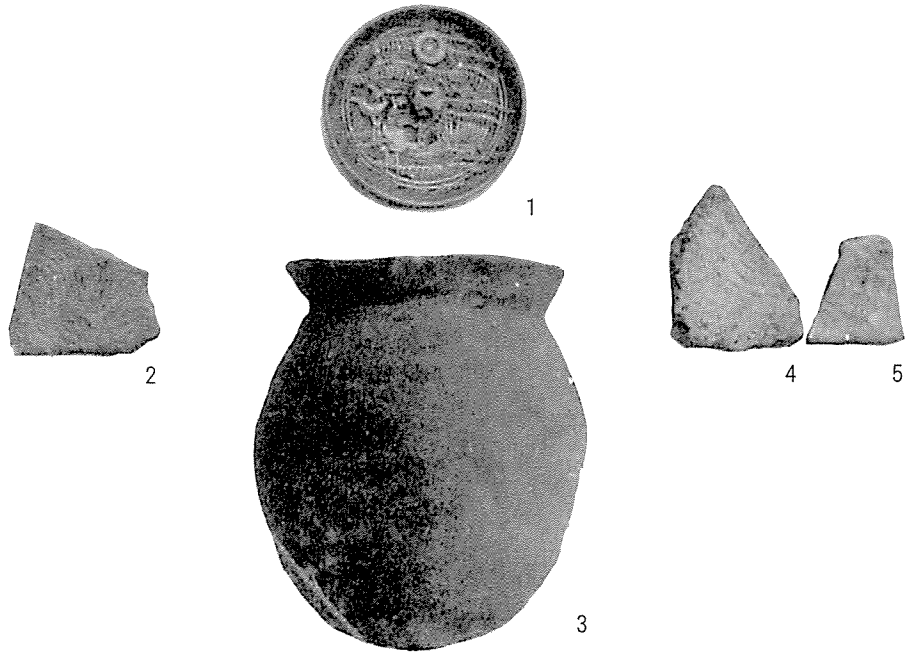


写真 38 土器・古鏡

- ( 1 山神社 (芭蕉宮) 宝鏡    2 弁分下組鍛冶屋の土器片    3 弁分下組松竹の古壺 )  
 ( 4 弁分岩屋の土器片    5 弁分中組西ノ谷の土器片 )

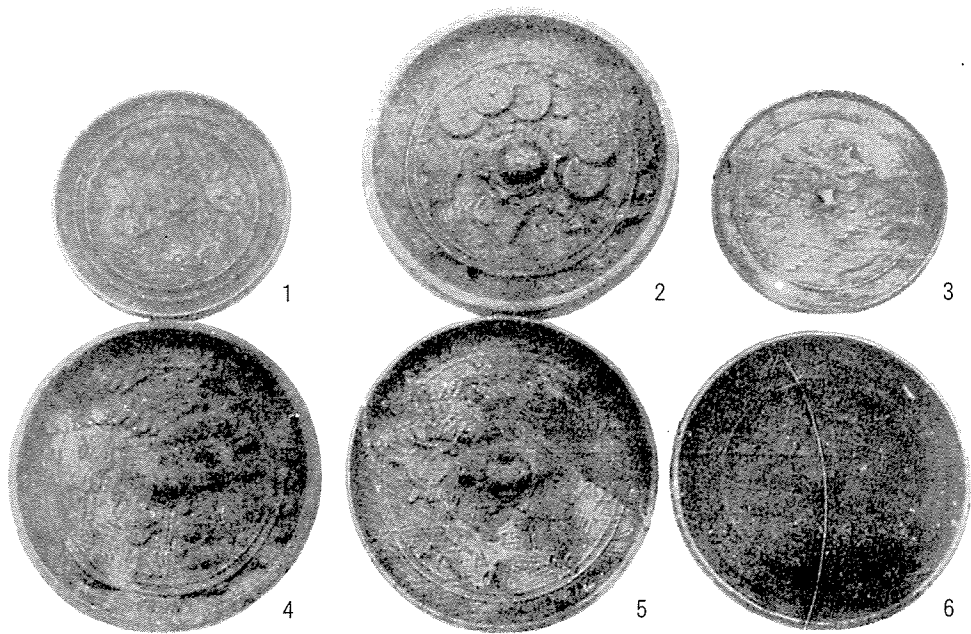


写真 39 古鏡

- ( 1・2 弁分八坂社宝鏡    3 扇神社宝鏡    4 市ノ尾永末明神祠宝鏡 )  
 ( 5 中畑日吉社宝鏡    6 市ノ尾日吉社宝鏡 )

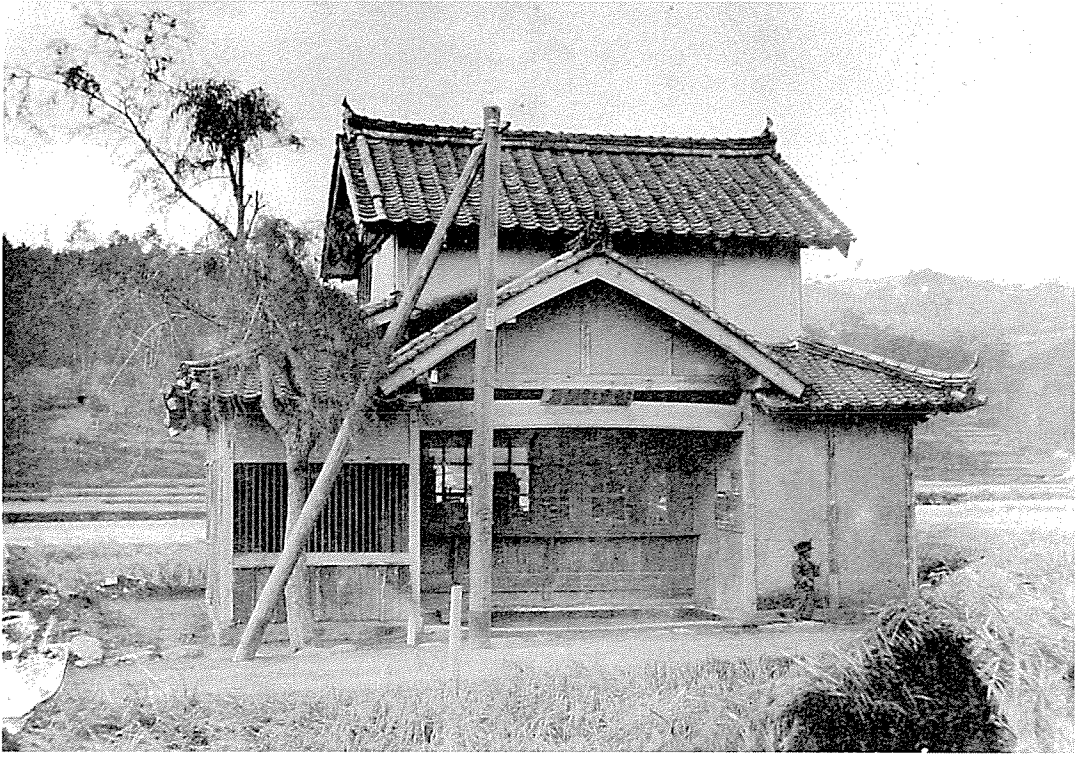


写真 40 朝来郵便局



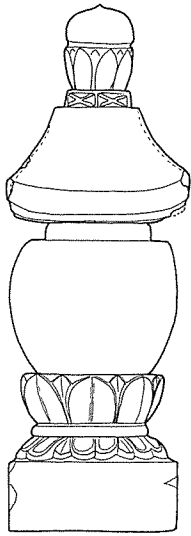


图2 城園寺跡宝塔

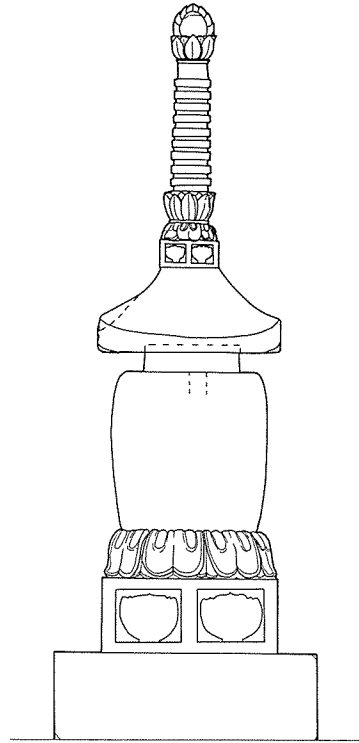


图1 両子寺国東塔(1号)

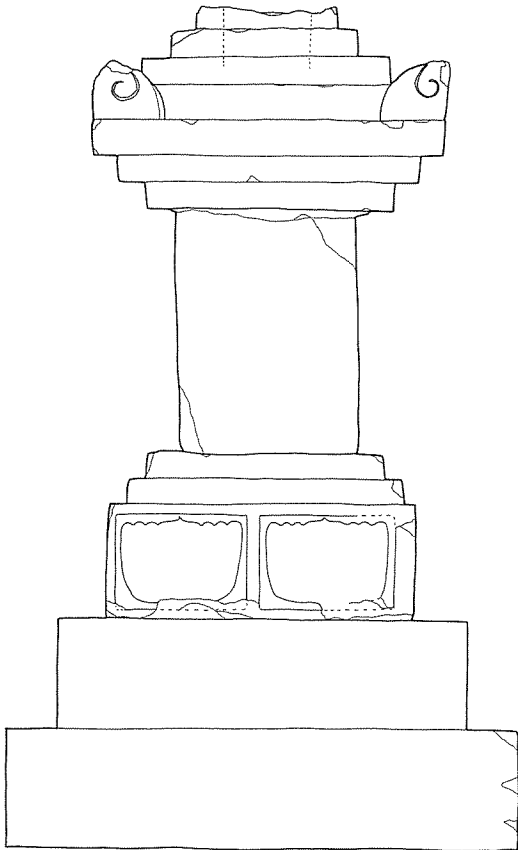


图4 塔野宝徳印塔

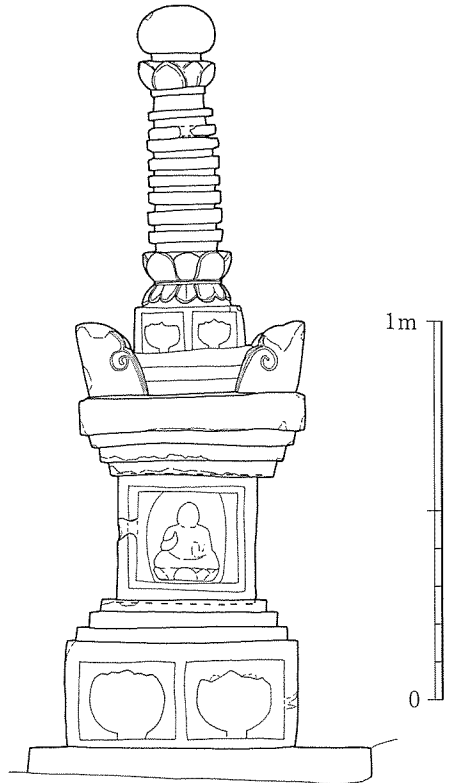


图3 上ノ原薬師堂宝徳印塔

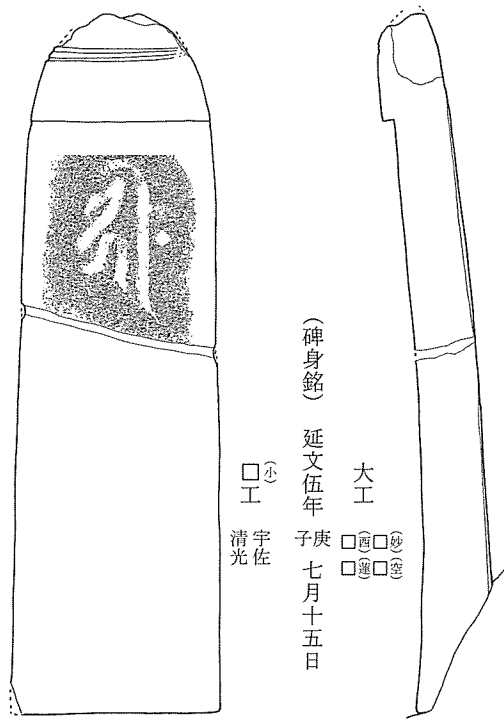


图6 岩屋堂板碑

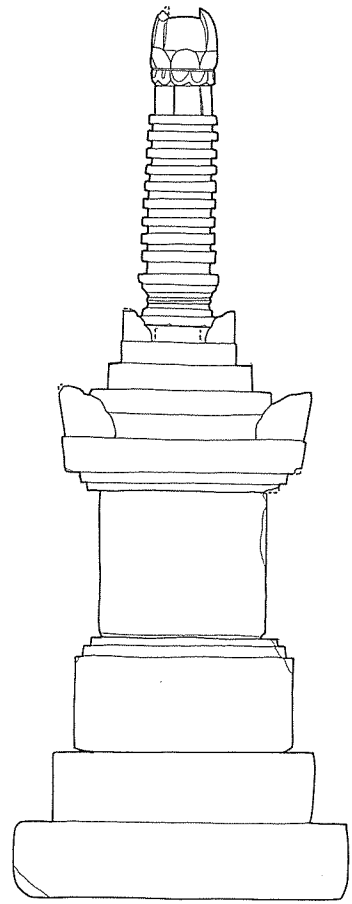


图5 菩提司八幡宮宝篋印塔

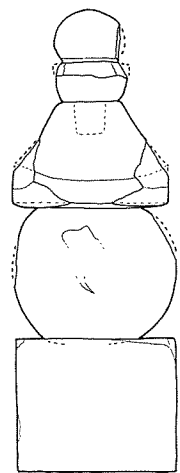


图8 大蔵五輪塔

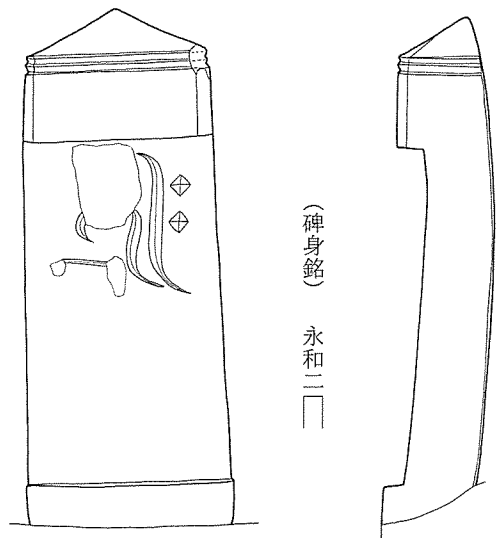


图7 塔野板碑



写真 42 城園寺跡宝塔



写真 41 両子寺国東塔（1号）

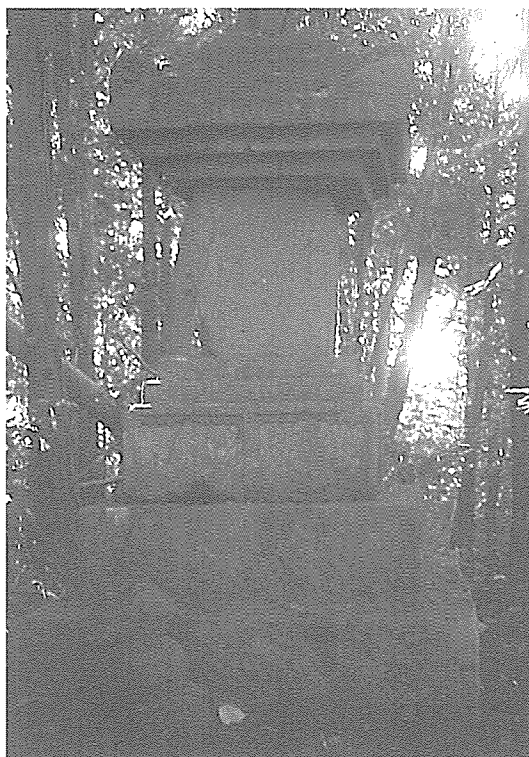


写真 44 塔野宝篋印塔



写真 43 上ノ原薬師堂宝篋印塔



写真 46 岩屋堂板碑



写真 45 菩提司八幡宮宝篋印塔



写真 48 大蔵五輪塔



写真 47 塔野板碑

## IV シコナ一覧

ここでは、昨年度の資料編刊行後、新たに検出されたシコナを掲載した。頭番号は小字番号を示しており、シコナの頭に付した番号で2以上の数字は、資料編のⅦ「小字シコナ一覧」で付した番号を継承するものである。また、資料編で掲載したものには、訂正を必要とするものもあったため、ここであわせて訂正を加えた。こうした訂正箇所が必要が生じたことについては御容赦いただきたい。

### 一 追加

#### △ 下原 ▼

六二 池ノ上 1オオニシ(二一七二)

#### △ 馬場 ▼

四四 上大田 2シクタク(二一八八)

#### △ 中園 ▼

一五 四反田 1ヤシキクロ(六二二三)

#### △ 成久 ▼

三 ヒヨウノ田 2イシノタ(八七七)

九 タグチ田 2ホートクダ(三六二)

一一 小田 1サンダンオサ(四四七)

#### △ 掛樋 ▼

一一 筧 8インキヨ(八四二)

#### △ 油留木 ▼

二二 前田 8インキヨ(三六四一)

#### △ 朝来 ▼

三 貴船 2トバナ(三七三)

七 広舞 1寺田(八〇〇)

一一 内屋敷 1ウチヤシキ(一一六一)

#### △ 明治 ▼

二七 切畑 1カイヤ(三六八二)

二九 市ノ尾 1カジヤ(四一三四)・2ミネ(四一六四)・3トクナガ(四一七三)

三四 松代 1ツチャ(四八五九)・2タニブチ(四八六三)・3ハル(四八八三)

### 二 訂正

誤

正

#### △ 瀬戸田 ▼

三 山首 1オオニシを削除→二 西ノ平 2オオニシを追加



△ 西本 ∇

三 水アリ 1 オイデン (二三九東) | 四 山ノ田 1 オイデン (二八九東)

△ 中園 ∇

三〇 地原 2 イナリデン (二〇〇七一三二) | (二〇〇七一三)

△ 成久 ∇

二一 内ヶ畑 1 オオヒガシ (二一〇四) | (二一四〇)

△ 油留木 ∇

一五 台良 5 ゴブンチ (に九三二) | (二九三二)

△ 山口 ∇

九二 ヒカケ 1 ヒガシヤ (二九九八) | 八五陰平 4 ヒガシヤ (二七七八)

△ 大添 ∇

二三 楠田 1 カルマダコを削除 | 二四 田平 1 カルマダコを追加

△ 糸永 ∇

一一六 小久保 8 ナカデを削除 | 一二七 松尾 1 ナカデを追加  
一二六 小久保 9 トリボウズを削除 | 一一八 上中園 1 トリボウズ  
を追加

△ 富清 ∇

五六 歳神 1 ナガヌキ (二二六四) | (二二六四) | (二二六四) | (二二六七) | (二二六四) | (二二六七)

一三四 米丸 | 米園

△ 両子 ∇

六一 払 2 ソラ (二八七五) | (二八五七)

## 〈付論〉

### 安岐郷における近代初頭の景観

—近世における村落の開発と—

景観復原への基礎作業として—

はじめに — 明治中期の村落景観を捉える —

明治を迎えて以降の日本の変化は近代化として捉えられている。近代日本における変革は、単に社会や経済制度の変革にとどまらず、当然人々の日常生活にもさまざまな面で大きな影響を与え、社会をはじめ政治・経済・文化さらには生活の近代化をも達成した。そもそも近代化とは多元的な概念であり、産業化や自由主義や合理主義などの達成は、近代化の部分システムであるとも捉えられている<sup>①</sup>。このことは日本の近代化の研究は学際的に多方面からなされている。このことは日本の近代化過程に関する研究には、歴史学をはじめ社会学や経済学、科学史など多くの学問領域からなされている<sup>②</sup>ことからも首肯できることであろう。

このような多方面にわたる近代化研究のなかにあって、人々の生活の場としての集落のありように対する関心は必ずしも高いとはいえない。ここで言う集落とは、単に家屋の集合体という意味だけではなく、普段の生業が営まれていた耕地とそれに付随した道路や水路さらには緑肥供給源として重要であったその周辺の里山（後に、化学肥料の普及による緑肥の必要性の低下やエネルギー革命による薪炭材の需要減少によりそ

の経済的価値を失った。近年は経済的な視点とは異なった視点からその価値は見直されている」も含めた広義の集落を指しているのであるが、明治期の村落が研究対象として扱われる時に、ムラの景観や実際の生産の場に関心が向けられることは少ない。明治維新後の地券交付や地租改正という大改革による土地私有の法認は、それまでの人々の土地に関する意識に大きな影響を与え、ムラの共同体的規制あるいは精神的結合の政治経済的基盤ともなっていたといえる村請が崩壊したことが、農民の意識に与えた影響は計り知れないであろう。眼前において地押丈量が進行し、土地台帳が整備されて行く過程を見た人々にとっては、制度的にも大きな変革があることは容易に実感できたことであろう。さらに貨幣流通経済が浸透してくると農民行動の面では経済的合理性指向の基盤形成が徐々に進行し、そのような意識の浸透は共同体の紐帯が弛緩するひとつの契機となったことであろう。このように考えると、明治初期の大改革は実際に村落における家屋をはじめとする建築物の外観やそれらの配置・分布をはじめとする景観的側面、さらには建物の内部構造などにも大きな影響を与えていると考えられるが、このような点に従来は十分な関心が払われなかったといつてよいであろう。この関心の希薄さは、必ずしもそれが重要ではないというわけではなく、具体的にムラの景観を復原するとなると、十分に資料が揃っていないわけではなく、かろうじて全国的に残された資料として明治中期作製の地籍図や土地台帳があるが、ムラの景観へ接近するためにはその膨大なデータを扱わなくてはならない等多くの困難があるからであろう。これが、近代以前の村落景観の復原となると、具体的に手がかりとすべき資料がさらに乏しく、運良く検地帳が残っていても、そこに記された地名を比定することは容易なことではないし、視覚資料といえる村絵図が残存していれば良い方であ

るが、それでも現在の地図とは異なり、作製目的とも絡んで位置情報の正確さには大きな問題を抱えている等、資料上の制約が大きい。

本報告の安岐郷地域に関しては、これまでの調査の結果、近世の村絵図等の絵図資料は未発見であるので、近世以降の村落景観を復原しようとする、ほぼ確実に復原可能な明治中期の村落景観をベースにして、そこに新たに付け加わった景観要素を除去し、消え去った要素を付加する作業を重ねて、遡行的に復原するという方法が考えられる。そのため、まず明治中期作製の地籍図から地目を中心として作製したのが『豊後國安岐郷の調査 資料編』（以下、『資』と略記する）の付図A-1およびA-2の二葉である。地籍図には地筆の形状と地目を中心とする土地情報が示されており、歴史地理学ではたとえば、地割情報を中心として条里地割、国府、郡衙、古道をはじめとして、中世の豪族屋敷村、宿場町あるいは古墳の形態などの景観復原に利用されてきた。つまり、この地目とその地筆の形状に注目して地籍図をみると、かなりの精度で地表の景観を読み取ることが可能である。この地籍図は、明治中期の作成になる図であるから、現在のように大型機械を用いた大規模な地表面の改変がなされる以前の地表面の景観を留めていると考えられるので、これにより現在は失われてしまっている明治中期以前、ひいては近世、場合によってはそれ以前の景観を抽出することが可能である。このような地籍図の有用性は、『豊後國田染荘Ⅰ・Ⅱ』（大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八六・八七年）以降の本報告書のシリーズで報告したとおりである。

この地籍図のほかには明治前期の景観復原を試みる際に利用できる資料としていわゆる『皇国地誌』がある。大分県の場合、調査・編集の指示を受けてかなり早い時期から順次着手し、とりまとめたようであり、そ

の稿本、あるいは提出本の控えが、現在大分県立図書館に、豊後国に關しては大分郡と海部郡以外の六郡が各『郡村誌』として架蔵されている。本報告に關係する『豊後國東郡村誌』（『資』に収載、以下『郡村誌』と略記する）は、明治九（一八七六）年に筆を起したが、西南戦争の影響により延び延びとなり、完成したのは明治一一（一八七八）年であった。したがって、記載されたデータは明治一〇年前後と判断できる。その記載内容は、主として疆域・幅員・沿革・里程・地勢・地味・税地・無税地・官有地・貢租・戸数・人口・牛馬・舟車・山・川・池沼・温泉・道路・堤塘・港・社・寺・物産・学校・古跡・民業など数十項目にわたるもので、かなり詳細な記録である。明治前期の地方の状況を知る手がかりは少ないので、本資料は重要な意義を持つといえ、これによって明治前期の村についてある程度具体的なイメージを抱くことができる。つぎにこの『郡村誌』によりながら、安岐郷域の明治前期の村々の概況について簡単な素描を試みることにする。

## 一 明治前期の安岐郷

### 一 『国東郡村誌』にみえる村々を中心に

地形と土地利用は密接に関連するので、簡単に安岐川流域の地形についてみると、安岐川下流の中園付近から谷底平野が広くなり、水田がまとまって分布する。中上流域では谷底平野が狭く、水田はこの谷底部と、その両側の小支谷の緩斜面に棚田がみられるが、近年は小支谷の棚田を中心に耕作放棄による荒廃が著しい。安岐川支流の荒木川流域の下山口から大添付近、および横城、奈多から鍋倉にかけては丘陵が広がり比較的傾斜の緩やかな斜面が多くなっている。大添、横城、奈多の各村では

原野の占める率が高くなっているのは、このような地形環境が大きく影響しているものと考えられる。また、下流域の村は面積が比較的小さくなっているのに対して、安岐川の上流域や支流域の村では、平坦面が少なく村の面積も比較的大きくなっている。なお、下流部には現在は圃場整備により失われているが、塩屋付近にかつて条里地割がみられた。

さて、『郡村誌』に収載された明治八年三月成立の村のうち、安岐郷に含まれる村々について、税地・無税地・官有地・戸数・人数・牛馬・民業に関してまとめると別表のようになる。『郡村誌』では具体的な位置情報については十分ではないが、土地利用を面積という数値データによって村別にみることで、安岐郷地域のマクロレベルでの土地利用状況の概要を把握できる。

この表によって農家一戸あたりの農地面積を見ると、田地面積は約五・一反、畑地面積は約一・六反で、合わせても六・七反と小規模経営であるが、田染組の平均値四・二反と比べると、国東半島地域においては必ずしも小規模ではないことが分かる。また、土地生産力については信頼できるデータを欠くが、今仮に『旧高旧領取調帳』の石高を『郡村誌』の田地面積で除してみると、安岐郷域の一町当たりの石高は約九・六九石、田地と畑地の合計面積で除すと約八・八五石となる。この値は田染組のそれと大差はない。しかし、これを明治初期の全国平均約九・八三石<sup>⑩</sup>と比べると若干低いといえようが、データの質的検討が十分ではないのでおおよその傾向として捉えておく程度にとどめるべきであろう。

安岐郷域全体について土地利用の概況をみると、山林、原野などは実際には縄延びが大きく、この数値よりもかなり大きくなるものと思われるので留保が必要であるが、総面積三〇四二町余に対して、田地一一九六町余、畑地四〇八町余、山林七九三町余、原野四一九町余となる。比

率は田地三九・三%、畑地一三・四%、山林二六・一%、原野一三・八%である。田畑を合わせると一六〇四町余で、五二・七%となり、この値は香々地荘域の六五・五%と比較すると低いが、都甲荘域よりは若干高い。田地率が五〇%を超えて特に高いのは中園、西本、塩屋、下山口の各村で、国東半島地域では比較的大きい安岐川下流の比較的沖積平野が広い地域に所在する。逆に田地率が二〇%以下と特に低いのは横城、大添、岩屋の各村で、支流河川の谷あい<sup>⑪</sup>に立地する村である。つぎに耕地に占める田地の比率をみると、約七五%を占め、香々地荘域や都甲荘域、田染荘域よりもかなり高くなっているが、これは安岐郷域が安岐川の下流域に所在することによる地形的要因がその主たる理由であるとともに、比較的傾斜が緩やかであるが水利に恵まれない丘陵部における不利な水利条件が、溜池の開発によりある程度克服された結果でもあろう。

村毎に田地率をみると、中園村が群を抜いて高く八六%に達し、西本、塩屋、下山口の各村が五〇%を超えているのに対して、大添村は僅か一八%であるが、これは主に安岐川下流の沖積地に立地する村と妙見山周辺の丘陵部に立地する村との地形条件の差によるものである。下山口村が高くなっているのは、後述するように尾払池構築による水利開発の結果であるといえよう。なお、大添村は耕地中に占める水田の比率は約八五%に達しており、横城、下山口両村とともに溜池による水利条件の不利を克服した結果、比較的傾斜の緩やかな斜面で棚田開発が進行したことを示している。また、丘陵部に立地する横城村と大添村は原野率が三〇%を超えていることも、丘陵という自然地形が関係しているものと思われる。

畑地率についてみると、下原、塩屋両村が二五%前後で特に高い。ともに海岸部立地という点で共通し、海岸段丘と考えられる台地地形が海

別表 『豊後国東郡村誌』にみる明治前期における安岐郷域の村の概況

村名	税 地																											
	田		畑		山 林		原 野		芝 地		秣 場																	
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩								
山 浦	33	6	5	4	10	4	4	10	10	2	0	27	18	0	8	28	0	8	3	19	1	1	0	0				
掛 樋	76	7	5	10	31	7	3	11	29	7	3	29	42	9	9	28	11	1	2	24	3	3	0	0				
吉 松	72	0	7	9	26	9	9	21	52	4	0	2	21	4	0	0	7	6	7	17	2	2	0	0				
瀬戸田	34	8	1	9	15	7	8	25	34	5	7	16	0	0	0	0	0	7	4	28								
馬 場	61	2	8	19	22	0	8	14	22	8	5	8	0	0	0	0	2	3	7	21	2	0	9	0				
下 原	53	0	9	14	43	8	7	24								3	1	5	6									
中 園	70	1	9	1	3	6	4	23	0	5	6	7				0	0	4	0									
成 久	33	7	7	8	10	7	5	6	18	9	3	8	13	7	5	0	2	1	1	5								
塩 屋	53	9	4	24	24	7	7	21	5	0	4	18				0	8	9	7									
西 本	45	9	5	13	6	0	6	17	16	2	8	14				0	8	1	11									
下山口	43	9	6	5	6	7	8	5	18	4	1	15	5	3	5	0	1	4	4	27	1	0	2	9				
山 口	67	7	4	18	14	8	4	27	49	0	5	21	63	7	3	27	3	7	3	9	11	1	0	10				
大 添	45	2	6	7	9	3	9	5	29	2	6	1	99	9	1	28	2	0	5	5	16	5	0	0				
横 城	30	8	5	11	5	6	9	3	26	0	1	10	36	6	3	28	0	4	1	29	5	4	4	15				
奈 多	80	1	2	4	36	4	0	10	37	0	2	25	24	0	0	25	0	9	9	0	3	9	9	9				
守 江	151	4	8	27	72	0	9	0	56	4	7	6	8	2	4	0	42	5	5	11	11	9	9	0				
大 内	123	8	3	24	56	2	5	6	70	3	7	24	42	2	1	28					3	9	6	0				
鴨 川	12	7	0	0	1	9	3	15	10	3	8	21				0	4	5	15									
岩 屋	15	0	7	12	8	3	5	0	14	5	4	6				1	5	3	24						32	9	6	0

村名	税 地		官 有 地																					
	物干場		総 計		社 地		寺院地(堂敷きを含む)	山 林		溜 池														
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩				
山 浦					8	2	9	17	0	1	1	14	0	0	6	3	4	9	5	0	3	1	2	0
掛 樋					5	6	0	28	0	1	4	9	0	0	9	15					5	3	7	4
吉 松					6	0	2	27	0	2	2	16	0	0	2	12	0	4	4	2	5	3	3	27
瀬戸田	0	9	9	17	1	8	5	17	0	4	1	2	0	5	2	25	0	9	1	20				
馬 場	1	2	0	0	8	2	8	8	0	2	6	11	0	2	2	4	0	9	4	12	6	7	0	0
下 原	4	9	9	16	13	2	9	20	0	3	5	12	0	0	9	17	12	0	3	21	0	7	5	21
中 園	0	3	4	16	0	1	3	9	0	1	3	9												
成 久	0	0	5	10	1	7	2	9	0	1	8	29	0	0	3	10					1	5	0	0
塩 屋	3	8	4	1	1	4	6	24	0	3	1	9	0	0	9	22	0	4	8	0	0	4	6	1
西 本					0	8	9	18	0	0	6	18									0	8	3	0
下山口					6	2	9	3	0	6	4	10	0	1	1	14	4	5	0	0	1	0	3	9
山 口					13	1	8	1	0	2	7	18					8	9	9	14	3	8	7	20
大 添					43	7	0	21	0	3	9	3					30	6	7	28	12	6	0	19
横 城					3	1	8	8	0	4	7	23					2	1	7	6	0	5	3	9
奈 多	6	6	7	10	18	8	3	14	1	6	4	7	0	3	1	16	12	5	7	16	4	3	0	5
守 江	3	7	8	0	66	5	1	1	1	6	0	16					57	8	5	0	7	0	5	15
大 内					3	7	7	5	0	1	9	4									3	5	8	1
鴨 川					0	3	5	8	0	0	7	0					0	2	8	8				
岩 屋					4	8	2	26	0	1	9	26					3	2	0	0	1	4	3	0

村名	戸数			人数			民業				牛馬の頭数				1農家 当り	1農家 当り	総面積					
	社	寺		男	女	合計	農業	漁業	商業	医者	牛	牛計	馬	馬計			町	反	畝	歩		
山浦	73	4	1	153	148	301	60				24	41	65	12	13	25	1.1	0.4	87	3	5	18
掛樋	162	4	2	339	343	682	160				68	69	137	29	3	32	0.9	0.2	266	4	9	23
吉松	140	4	3	349	343	692	143		3		56	60	116	37	9	46	0.8	0.3	198	2	5	28
瀬戸田	87	2	2	183	173	356	18		4		14	26	40	13	6	19	0.5	0.2	95	2	7	0
馬場	155	2	2	352	320	672	141		7	3	20	11	31	53	5	58	0.2	0.4	128	7	2	3
下原	193	1	2	414	457	871	175		12		13	21	34	44	6	50	0.2	0.3	161	4	4	5
中園	103	1	0	267	280	547	111			1	7	4	11	71	5	76	0.1	0.7	81	3	3	27
成久	64	1	0	153	161	314	65				13	5	18	23	2	25	0.3	0.4	86	7	5	5
塩屋	132	1	2	281	324	605	129				4	8	12	66	0	66	0.1	0.5	101	5	3	25
西本	82	1	0	182	192	374	84				7	8	15	49	2	51	0.2	0.6	75	5	4	18
下山口	73	2	1	179	152	331	77				33	12	45	24	0	24	0.6	0.3	87	6	9	13
山口	144	3	1	326	315	641	135				64	46	110	26	9	35	0.8	0.3	230	0	9	22
大添	77	1	0	174	178	352	11				56	3	59	23	0	23	0.8	0.3	250	7	2	15
横城	45	2	1	97	93	190	38				32	0	32	7	2	9	0.8	0.2	112	5	0	6
奈多	135	1	1	332	317	649	133				58	14	72	38	2	40	0.5	0.3	217	0	0	11
守江	389	5	1	952	912	1864	359	43		1	186	38	224	65	8	73	0.6	0.2	445	9	7	24
大内	304	0	1	723	739	1462	312				155	55	210	88	13	101	0.7	0.3	342	5	2	14
鴨川	23	1	0	46	52	98	23				9	7	16	3	0	3	0.7	0.1	27	6	4	14
岩屋	35	1	0	89	75	164	35				3	30	33	0	0	0	0.9	0.0	82	1	8	11

村名	田面積				畑地面積				山林面積				原野面積				田地率	畑地率	山林率	原野率	耕地中の 田地率
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	%	%	%	%	%
山浦	33	6	5	4	10	4	4	10	15	1	5	27	18	1	3	28	38.5	12.0	17.4	20.8	76.3
掛樋	76	7	5	10	31	7	3	11	29	7	3	29	85	9	9	26	28.8	11.9	11.2	32.3	70.3
吉松	72	0	7	9	26	9	9	21	52	8	4	4	21	4	0	0	36.4	13.6	26.7	10.8	72.7
瀬戸田	34	8	1	9	15	7	8	25	35	4	9	6	0	0	0	0	36.5	16.6	37.3	0.0	57.4
馬場	61	2	8	19	22	2	3	25	23	7	9	20	0	0	0	0	47.6	17.3	18.5	0.0	73.4
下原	53	0	9	14	43	8	7	24	12	0	3	21	0	0	0	0	32.9	27.2	7.5	0.0	54.8
中園	70	1	9	1	3	6	4	23	0	5	6	7	0	0	0	0	86.3	4.5	0.7	0.0	95.1
成久	33	7	7	8	10	7	5	6	18	9	3	8	13	7	5	0	38.9	12.4	21.8	15.8	75.9
塩屋	53	9	4	24	24	8	3	11	5	5	2	18	0	0	0	0	53.1	24.5	5.4	0.0	68.5
西本	45	9	5	13	6	0	6	17	16	2	8	14	0	0	0	0	60.8	8.0	21.6	0.0	88.3
下山口	43	9	6	5	6	7	8	5	22	9	1	15	5	3	5	0	50.1	7.7	26.1	6.1	86.7
山口	67	7	7	27	14	8	4	27	58	0	5	5	63	7	3	27	29.5	6.5	25.2	27.7	86.6
大添	45	2	6	7	9	3	9	5	59	9	3	29	99	9	1	28	18.1	3.7	23.9	39.9	83.0
横城	30	8	5	11	5	6	9	3	28	1	8	16	36	6	3	28	27.4	5.1	25.1	32.6	84.6
奈多	80	1	2	4	36	4	0	10	49	6	0	11	24	0	0	25	36.9	16.8	22.9	11.1	68.7
守江	151	4	8	27	72	0	9	0	170	7	9	12	8	2	4	0	34.0	16.2	38.3	1.8	67.7
大内	123	8	3	24	56	2	5	6	140	7	5	18	42	2	1	28	36.2	16.4	41.1	12.3	68.8
鴨川	12	7	0	0	1	9	3	15	10	6	6	29	0	0	0	0	45.9	7.0	38.6	0.0	86.8
岩屋	15	0	7	12	8	3	5	0	32	2	8	12	0	0	0	0	18.3	10.2	39.3	0.0	64.3

※本表に掲載した村は、その由緒に「古来安岐郷ニ属ス」と記されたものに限った。

岸沿いにみられ、台地上が畑地としてひらけていることによるものと考  
えられる。なお、下原村は貢租対象地としての山林、原野がない唯一の  
村で、海岸部に所在する村ではあっても他の村には山林、原野があるの  
で、なぜ下原村には両者が存在しないのかその理由は分からない。ただ  
し、官有地としては一二町歩余の山林を有している。

明治三六（一九〇三）年測図の五万分の一地形図（図9参照）による  
と、香々地荘の場合には集落の背後に桑畑が比較的多く見られたが、安  
岐郷域ではほとんどみられない。その理由として、『郡村誌』の物産の項  
目を見ると各村とも七島筵を大量に大坂に移出していることが影響して  
いると考えられる。つまり、商品作物として七島蘭の栽培と青表への加  
工製筵のために労働力を割かなければならぬために、養蚕の余力がな  
かったのではないかと考えられる。

また、別表に示した一九カ村の総戸数は二四一六戸で、人口一一一六  
五人で、一戸当たりの平均人員は四・六人強となる。このうち、「農ヲ業  
トスルモノ」は九一%を超え、神社は三七、寺は二〇で、香々地荘域の  
場合と比べると両者ともに相対的に少ない。牛は全体で一二八〇頭、馬  
七五六頭が飼養され、平均すればほぼ全農家で牛馬のどちらかを飼養し  
ているということになるが、村毎にみるとかなりの差がある。特に牛の  
場合は、馬と比べて村毎の差が大きく、中園、塩屋、西本、下原、馬場  
の各村は一農家当たりになると〇・一〇・二頭と少なく、いずれも海  
岸部付近に位置していることが興味深い。

## 二 明治二一年地籍図にみえる村落景観と明治後期に かけての変化

つぎに、明治中期の地籍図から地目を中心として作製した『資』の付  
図A—1およびA—2の二葉により、明治中期の景観を概観することに  
したい。

田は安岐川の下流の谷底平野部にまとまって分布し、中上流部や支流  
では谷底に沿って細長く展開している。この谷底の田と両側の山地斜面  
との傾斜変換線付近に集落が線状に並び、その背後の傾斜が緩やかになっ  
た部分に畑地がややまとまって広がっているといえる。また、畑は海岸  
に近いところでは、下原、馬場、塩屋などの海岸段丘の台地部分にまと  
まってみられる。水利の便が悪く、砂礫質でもあるので畑地として利用  
されている。

集落は、沿岸部では塩屋の旧浜堤に立地したり、海岸段丘上に立地し  
たりしているほか、安岐川下流部では自然堤防上に立地し、塊村をなし  
ている。このほか、集落には掛樋村付近の荒木川の上流部右岸の集落の  
ように、山地斜面中腹に立地する場合がみられる。このような例は地す  
べり地の緩斜面である可能性がある。そのような地すべり地は傾斜も緩  
やかで不透水層があるので、水田として利用されることが多い。

付図では、山林と原野が区別されていないので、『郡村誌』との比較が  
十分できない点があるが、別表の土地利用状況と比較してみると『郡村  
誌』では大添村と山口村には、秣場がそれぞれ一六町余、一一町余と記  
されているが、地籍図にはみられない。また、芝地が掛樋村に一一町余  
と記されているが、やはり地籍図にはみられない。吉松村に記された七  
町余とある芝地は、地籍図では吉松村から馬場村にかけての芝地に当た

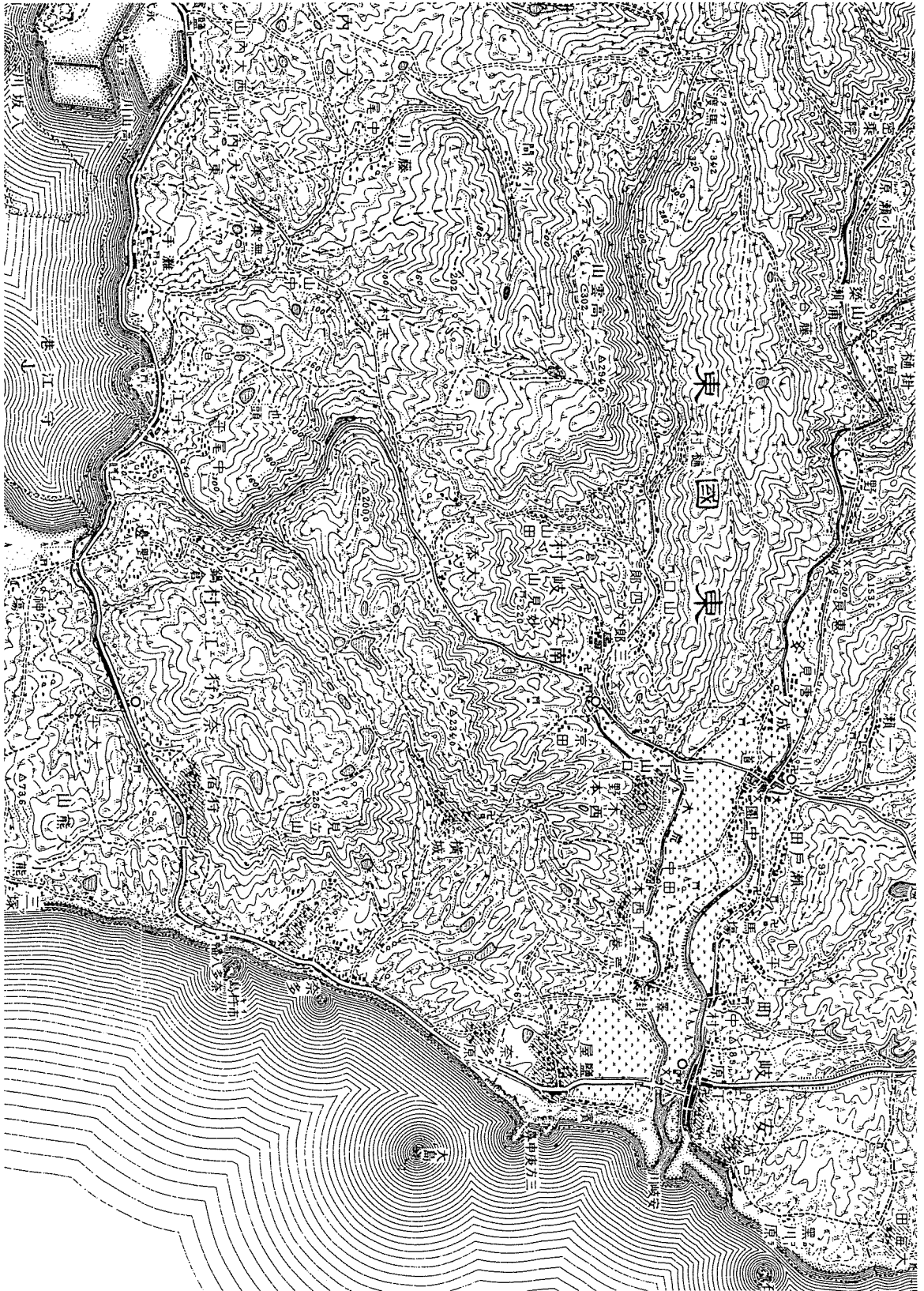


図9 明治後期の安岐郷地域（出典：明治36年測図5万分の1「豊後杵築」）



るのであろうか。このように『郡村誌』の編集から一〇年余しか経過していないと考えられる地籍図のデータと『郡村誌』のデータとの間には大きな齟齬もみられ、原野と秣場や芝地の地目の区分については、必ずしも地籍図と同一ではないことを示しており、『郡村誌』の利用には慎重さが必要であることを示唆している。

なお、『郡村誌』に記されていた「物干場」は七島藪の干場であろうと推測されたが、付図によれば海岸沿いと安岐川沿いにみられること、および物干場がある村の『郡村誌』に記された物産等から考えると、主に水産物と七島藪の干場であると考えてよいであろう。

この地域の最も古い地形図は明治三六年測図の五万分の一地形図（図9参照）で、本図では家屋についてはいわゆる総描がなされているので詳細は述べられないが、相対的な規模や形態・位置あるいは土地利用や植生についてはある程度明らかにできる。そこで、これを手がかりに地籍図にあらわれた明治中期から本図の後期における安岐郷域の村落景観の変化を概観しておこう。

僅か十数年間という期間であるのでさほど大きな変化があるわけではないが、尾払新池、尾払下池両溜池の築造が目につく変化として先ず挙げることができる。尾払池を巡る水利環境の整備がこの時期に進行したことを、景観的にも窺わせるものである。また、安岐川河口付近の地形が地籍図から作製した付図A-1では十分に表現されていない。

付図A-1で山林・原野となっている部分について、図9をみると山地斜面の緩傾斜部分を中心に荒地として示されており、これらの部分の多くが原野であることを示唆している。

## おわりにかえて

以上、簡単に明治期における景観の素描を試みたのみであるが、『郡村誌』と地籍図を合わせて検討することにより、ある程度までは景観復原の基礎資料とできるであろうとの見通しを得ることができた。しかし、『郡村誌』については記載データの質的・量的側面についての吟味が不十分であるので、今後この点についての検討を進める必要があることも明らかとなった。

さらに、土地開発には人口圧がかなりの影響を与えることを考えると、明治以後に人口のピークを迎えるので、この時期に関しても詳細に検討を進める必要があるが、これについては他日を期すこととしたい。

## 註

- (1) 富永健一『日本の近代化と社会変動―チュービンゲン講義―』（講談社学術文庫 講談社 一九九〇年 九頁）。
- (2) 明治維新から一〇〇年前後経過した頃に、日本の近代化過程とその特色を解明しようという動きが顕在化し、文部省科学研究費特定研究「日本近代化の研究」が一九六六年にスタートした。その成果が『日本近代化の研究 上・下』（高橋幸八郎編 東京大学出版会 一九七二年）として公刊されたのをはじめとして、その後多くの研究成果が公刊された。
- (3) 中村吉治『日本の村落共同体』（ジャパン・パブリッシャーズ 一九七七年 一一五―一五三頁、初版は日本評論社から一九五七年に刊行）。
- (4) 正木久仁「古地図の歪みの計測」（出田和久編『平成一〇年度文部省科学研究費補助金特定領域研究 人文科学とコンピュータ公募班研究成果報告書 古

地図に描かれた内容のデータベース化のためのシステム構築』一九九九年

三七〇四七頁)。出田和久・木村圭司・宮崎良美「近世絵図の地図性―歪みの計測による若干の検討―」(出田和久編前掲書四九〇六四頁)。

- (5) これは、明治五(一八七二)年九月の太政官布告により編集が企図され、各府県に地誌に関する調査が命ぜられ、郡誌・村誌としてまとめ、地理寮への提出を求めたものである。ちょうど、前年七月には廃藩置県が行われ、日本が近代国家としての体制を整えようとした時期にあたり、この年の二月には陸軍省と海軍省が設置され、行政上からも軍事上からも地誌情報が必要とされていた時期であった。しかし、配分予算が不十分であったり、体裁が不揃いであったり、また担当官庁が変遷したりと、その編集は必ずしも順調には進まず、提出された分は僅かであった。そのため、政府は明治一七(一八八四)年内務省地理局の直轄事業とし、調査中の資料等書類を各府県に提出させた。明治二三(一八九〇)年には事業が帝国大学に移管され、大正一二(一九二三)年の関東大震災により資料の多くは焼失した(石田龍次郎「皇国地誌の編纂」一橋大学研究年報八一九六六年)。

- (6) かつて筆者が調査した折に、大分郡は目録には見えていたが、少なくとも一九八〇年代初頭には所在不明となっていた。貴重な資料であるだけにその紛失は惜しまれる。

- (7) 記載されているのは、明治八年三月に合併されて成立した村である。

- (8) 兼子俊一「大分県下の条里遺構」(大分県地方史四 一九五五年)。

- (9) 出田和久「耕地と集落」(豊後国田染荘 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八三年) 二一〇二二頁の表から算出。

- (10) 菊地利夫『新田開発』(増補改訂版 古今書院 一九七七年 二二二頁)。ただし、この値は明治六年宮内省租税寮調査のデータに基づくものである。

- (11) 小椋純一「明治中期における京阪神地方の里山の景観」(『絵図から読み解く人と景観の歴史』 雄山閣 一九九二年 一四〇五二頁)。

# 報 告 書 抄 録

ふりがな	ぶんごのくにあきごうのちょうさ しりょうへんはい							
書名	豊後國安岐郷の調査 資料編補遺							
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第9集							
編著者名	櫻井成昭							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	2004年3月31日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
安岐郷	大分県 東国東郡 安岐町	443255				990401 ∫ 040331		遺跡詳細 分布調査
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺跡	主な遺物	特記事項		
安岐郷	荘園村落	中世～近代						

---

大分県立歴史博物館

報告書第9集

**豊後國安岐郷の調査** 資料編補遺

発行日 平成16年3月31日

発行 大分県立歴史博物館

宇佐市大字高森字京塚 〒872-0101

Tel 0978 (37) 2100

印刷 明治印刷株式会社

大分県宇佐市長洲607

Tel 0978 (38) 0135

---



豊後國安岐郷の調査

資料編補遺

大分県立歴史博物館

報告書第9集